

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第20号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 略	第1章 略
第2章 本庁	第2章 本庁
第1節 部局等、 <u>局</u> 等、課等の設置（第5条・第6条）	第1節 部局等、 <u>局</u> 、課等の設置（第5条・第6条）
第2節及び第3節 略	第2節及び第3節 略
第3章 略	第3章 略
第4章 地方機関	第4章 地方機関
第1節 略	第1節 略
第2節 総合事務所（第21条 <u>第22条の11</u> ）	第2節 総合事務所（第21条 <u>第22条の7</u> ）
第3節 防災局の所管に属する機関	第3節 防災局の所管に属する機関（ <u>第23条・第24条</u> ）
<u>第1款 消防防災航空センター（第23条・第23条の2）</u>	
<u>第2款 消防学校（第24条・第24条の2）</u>	
第4節 総務部の所管に属する機関	第4節 総務部の所管に属する機関
第1款 <u>東京本部</u> （第25条 第27条）	第1款 <u>東京事務所</u> （第25条 第27条）
第2款 <u>関西本部</u> （第28条 第30条）	第2款 <u>大阪事務所</u> （第28条 第30条）
第3款 <u>名古屋本部</u> （第31条 <u>第32条の2</u> ）	第3款 <u>名古屋事務所</u> （第31条・第32条）

第4款 公文書館（第33条 第34条の2）

第5款 人権ひろば21（第35条 第38条）

第5節 略

第6節 略

第7節 生活環境部の所管に属する機関

第1款 略

第2款 交通事故相談所（第100条・第100条の2）

第3款 氷ノ山自然ふれあい館（第101条・第101条の2）

第8節 略

第9節 農林水産部の所管に属する機関

第1款 農村総合研修所（第105条 第121条）

第2款 略

第3款 略

第4款 略

第5款 略

第6款 略

第7款 略

第8款 略

第10節 略

第11節 略

第12節 略

第13節 略

第14節 略

第5章 略

附則

（機関の分類）

第2条 略

2 本庁とは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158条第1項の規定に基づき設置される普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織（以下「部局等」という。）並びに部局等の下に設けられる局等及び課（課に相当するものを含む。以下同じ。）をいう。

3及び4 略

第4款 公文書館（第33条・第34条）

第5款 人権ひろば21（第35条・第36条）

第5節 企画部の所管に属する機関（第37条・第38条）

第6節 略

第7節 略

第8節 生活環境部の所管に属する機関

第1款 略

第2款 氷ノ山自然ふれあい館（第100条・第101条）

第9節 略

第10節 農林水産部の所管に属する機関

第1款 農村総合研修所（第105条・第106条）

第2款 農業試験場（第107条 第109条）

第3款 園芸試験場（第110条 第112条）

第4款 畜産試験場（第113条 第115条）

第5款 中小家畜試験場（第116条 第118条）

第6款 林業試験場（第119条 第121条）

第7款 略

第8款 略

第9款 略

第10款 略

第11款 略

第12款 略

第13款 略

第11節 略

第12節 略

第13節 略

第14節 略

第15節 略

第5章 略

附則

（機関の分類）

第2条 略

2 本庁とは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158条第1項の規定に基づき設置される普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織（以下「部局等」という。）並びに部局等の下に設けられる局及び課（課に相当するものを含む。以下同じ。）をいう。

3及び4 略

第2章 本庁

第1節 部局等、局等、課等の設置

(部局等及び局等の名称等)

第5条 略

2 前項に掲げる部局等のうち、次の表の左欄に掲げる部の下に、同表の右欄に掲げる局等を置く。

総務部	行財政改革局 人権局 庶務集中局
企画部	地域づくり支援局
農林水産部	農林総合研究所 水産振興局
略	

(局等及び課並びに内部組織の設置)

第6条 次の表の左欄に掲げる部局等に、同表の中欄に掲げる局等及び課を置き、課に内部組織として同表の右欄に掲げる係等を置く。

部局等	局等及び課	内 部 組 織	
防災局	防災チーム	総務担当 企画・防災基盤担当 情報システム管理担当	
	危機管理チーム	危機管理担当 訓練担当	
	消防チーム	消防担当 保安担当	
総務部	総務課	総務企画担当 秘書担当 施設担当 保全係	
		営繕室	
	略		
	県民室	県民の声担当 企画担当 情報公開担当	

第2章 本庁

第1節 部局等、局、課等の設置

(部局等及び局の名称等)

第5条 略

2 前項に掲げる部局等のうち、次の表の左欄に掲げる部の下に、同表の右欄に掲げる局を置く。

総務部	人権局 庶務集中局
農林水産部	水産振興局
略	

(局及び課並びに内部組織の設置)

第6条 次の表の左欄に掲げる部局等に、同表の中欄に掲げる局及び課を置き、課に内部組織として同表の右欄に掲げる係等を置く。

部局等	局及び課	内 部 組 織	
防災局	防災危機管理課	総務企画担当 防災基盤担当 危機管理担当 訓練担当	
		情報システム管理室	
	消防課	消防担当 保安担当	
	消防防災航空室		
総務部	総務課	総務係 企画調整・県庁内図書室担当 秘書担当	
		草の根自治支援室	
		公益法人・団体指導室	
		県史編さん室	
略			
	県民室	県民の声担当 企画担当 情報公開担当	
管財課		管理係 財産係 施設係 保全係	
		営繕室	
職員課		人材活用担当 人材評価担当	
		給与管理室	給与制度担当 給与管理担当 勤務

略		
稅務課	企画担当 課稅係	
	市町村稅制 支援室	
行 財 政 改 革 局	人事・ 評價室	人材活用担当 人材評価担当
	給与室	給与制度担当 給与管理担当 勤務時間担当
	業務効 率化室	改革推進担当 集中化企画担 当 規制緩和・外郭団体担当
	財源確 保室	財産担当 債權管理担当
	自治研 修所	
	福利厚 生室	福利厚生担当 健康管理担当 共済担当
人 權 局	人權推 進課	企画調整担当 啓発教育係
	同和对 策課	企画調整担当 同和对策担当
庶 務 局	指導管 理課	指導・電算担当
	集中業 務課	集中化事務担当 審査經理担 当 物品調達担当 契約担当
企画部	政策企画課	総務担当 企画調整担当
略		
	統計課	企画調整・分析担当 普及活 用担当 人口生計教育担当 産業労働担当 統計資料担当
	協働連携推 進課	政策連携担当 協働担当
	広報課	企画報道担当 広報紙担当 電子広報担当 情報発信強化 担当
略		

		時間担当
自治研修所		
福利厚生室	福利厚生担当 健康管理担当 共済担当	
行政経営推 進課	改革推進担当 規制緩和・外 郭団体担当	
	行政情報管 理室	
略		
稅務課	企画係 課稅係 債權管理担 当	
	市町村稅制 支援室	
人 權 局	人權推 進課	企画調整係 啓発教育係
	同和对 策課	企画調整係 同和对策担当
庶 務 局	指導管 理課	指導管理担当 電算担当 集 中化企画担当
	集中業 務課	集中化事務担当 審査經理担 当 物品調達担当
企画部	政策企画課	総務係 企画調整担当
略		
	広報課	企画報道担当 広報紙担当 電子広報担当 情報発信強化 ・催事調整担当
	協働連携推 進課	政策連携担当 協働担当
	分権自治推 進課	分権自治担当 財政担当 選 挙担当 地域振興担当
略		

	地域振興課	分権自治担当 財政担当 選挙担当	
	移住定住促進課	地域振興担当 移住定住担当	
	情報政策課	地域情報化担当 行政情報化担当	
	交通政策課	総合交通政策担当 鉄道担当 航空担当	
文化観光局	文化政策課	企画担当 文化芸術担当 総合芸術文化祭担当	
	交流推進課	韓国交流担当 東アジア交流係 交流支援担当 旅券係	
	観光政策課	観光戦略担当 国内誘致宣伝係	
		国際観光振興室	
観光資源振興室			
福祉保健部	略		
福祉保健部	障害福祉課	計画・認定担当 施設福祉係 精神保健福祉係	
		地域生活支援室	
		子ども発達支援室	
	長寿社会課	高齢者自立支援担当 地域リハビリテーション推進係 介護保険担当 高齢者施設福祉係	
子育て支援総室	子育て応援チーム		
	保育・幼児教育チーム		
	母子・児童養護チーム		
略			
医療指導課	保険医療機関指導担当 国民健康保険係 薬事担当		
健康政策課	がん・生活習慣病担当 健康づくり文化創造担当 疾病・		

	情報政策課	地域情報化担当 ネットワーク基盤担当	
	交通政策課	総合交通政策担当 鉄道担当 航空担当 交通安全担当	
	統計課	企画調整・分析担当 普及活用担当 人口生計教育担当 産業労働担当 統計資料担当	
文化観光局	文化政策課	企画担当 文化芸術担当 総合芸術文化祭担当 民工芸術振興担当	
	地域資源振興室		
	交流推進課	韓国交流係 東アジア交流係 交流支援係 旅券係	
	観光課	調査企画係 地域魅力向上係 国内誘致宣伝係 国際誘致宣伝係	
福祉保健部	略		
福祉保健部	障害福祉課	計画・認定係 施設福祉係 精神保健福祉係 療育係	
		地域生活支援室	
		子ども発達支援室	
	長寿社会課	高齢者自立支援担当 介護保険担当 高齢者施設福祉係	
子ども家庭課	子育て支援係 保育・幼児教育係 DV・母子支援係 児童養護係		
	略		
医療指導課	保険医療機関指導係 国民健康保険係 薬事係		
健康政策課	がん・生活習慣病係 健康とっとり企画推進係 母子・思		

		感染症対策担当		
生活環境部	環境立県推進課	総務担当 環境立県戦略担当 I S O担当		
		略		
		水・大気環境課		
	水質担当 上下水道担当 大気担当			
	略			
	循環型社会推進課		一般廃棄物担当 廃棄物指導担当 廃棄物施設担当	
	略		略	
	くらしの安心推進課		食の安全・衛生担当 計量担当 地域安全担当	
	略		略	
景観まちづくり課		景観づくり担当 まちづくり推進担当 都市計画担当 土地利用担当		
略		略		
住宅政策課		管理担当 企画担当 計画担当 建築指導担当		
商工労働部	経済・雇用政策総室	企画調査チーム		
		経営支援チーム		
		通商物流チーム		
		労働政策チーム		
		雇用就業支援チーム		
	産業振興戦略総室	企業立地推進チーム		
		新事業開拓チーム		
		産業開発チーム		
		産学官連携チーム		
		雇用・人材確保チーム		
農林水産部	農政課	総務担当 農林水産業団体担当		
		略		
農業大学校	総務課 教育研修部			

		春期保健係 疾病・感染症対策係		
生活環境部	環境立県推進課	総務係 環境立県戦略担当 I S O担当		
		略		
		水・大気環境課		
	水質係 下水道係 大気係 水道係			
	略		略	
	循環型社会推進課		一般廃棄物係 廃棄物指導係 廃棄物施設係	
	略		略	
	くらしの安心推進課		食の安全・衛生係 計量担当	
	略		略	
景観まちづくり課		景観づくり係 まちづくり推進担当 建築指導係 都市計画係 土地利用係		
略		略		
住宅政策課		管理係 企画係 計画係		
商工労働部	経済政策課	総務係 経営支援係 金融係 商業流通係		
		企画調査室	経済政策調査企画担当 経済・雇用振興キャビネット担当	
		産業開発課	産業振興担当 知的財産担当	
	産業振興戦略総室	産学官連携室	研究開発担当 専門人材育成担当	
		産業立地政策チーム		
		企業誘致推進チーム		
		新事業開拓チーム		
	労働雇用課	雇用・人材確保チーム		
		労働福祉係	職業能力開発係 雇用就業支援係	
		障害者就業支援室		
農林水産部	農政課	総務係 農林水産業団体担当		
		略		
農業大学校	総務課 教育研修部			

経営支援課	金融担当 農業参入支援係 担い手育成係 農地担当	
生産振興課	振興調整担当 鳥獣被害対策 担当 生産環境担当 水田作 物担当 果樹担当 野菜・花 き担当	
畜産課	管理担当 企画・中小家畜係 肉用牛係 酪農草地係 衛 生環境担当	
略		
林政課	森林企画担当 林道係 森林 計画係 林業振興担当	
	県産材販路 開拓室	
略		
農林 総合 研究 所	企画総務部 総務担当 評価・研究企画担 当 技術普及室	
	農業試験場 作物研究室 環境研究室 有 機・特別栽培研究室	
	園芸試験場 果樹研究室 野菜研究室 花 き研究室 環境研究室 生物 工学研究室 砂丘地農業研究 センター 弓浜砂丘地分場 河原試験地 日南試験地	
	畜産試験場 肉用牛研究室 育種改良研究 室 酪農・飼料研究室	
	中小家畜試験場 養豚研究室 環境・養鶏研究 室	
	林業試験場 森林管理研究室 木材利用研 究室	
水産 振興 局	水産課 管理担当 漁業調整係 取締 船	
	略	
商工労 働部・ 農林水 産部	市場 略	
	食のみ やこ推 進室	
県土整	県土総務課 総務担当 建設業担当	

農林総合技 術研究院	研究調整担当 普及調整担当	
経営支援課	金融係 構造対策係 担い手 育成係 農地係	
生産振興課	振興調整担当 鳥獣被害対策 担当 生産環境担当 水田作 物担当 果樹担当 野菜担当 花き担当	
畜産課	管理係 企画・中小家畜係 肉用牛係 酪農草地係 衛生 環境係	
和牛全共室		
略		
林政課	森林企画係 林道係 森林計 画係	
	林業・林産 振興室	
略		
水産 振興 局	水産課 管理担当 漁業調整係 取締 船	
	略	
商工労 働部・ 農林水 産部	市場 略	
	地産地 消推進 室	
県土整	県土総務課 総務係 建設業係	

備部	略
技術企画課	企画担当 技術調査担当 土木防災係
道路企画課	路政担当 企画調査係 維持係 安全施設係
	略
道路建設課	県道担当 国道係 街路係 農道係
河川課	水政担当 計画担当 河川係 水防係
治山砂防課	採石担当 企画調査係 砂防係 治山係
空港港湾課	管理担当 港湾係 空港係 漁港係 鳥取港利用促進担当
行政監察	行政監察室
	公益法人・団体指導室
	建設事業評価室

(防災局各課の所掌事務)

第6条の2 防災局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

防災チーム

(1)及び(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

危機管理チーム

(1) 県民の安全に係る危機管理の総括に関すること。

(2) 有事における国民保護に係る施策の総括に関すること。

(3) 自衛官の募集及び自衛隊との連絡調整(防衛省地方防衛局に係るものを除く。)に関するこ

備部	略
技術企画課	企画係 技術調査係 土木防災係
道路企画課	路政係 道路管理係 企画調査係 維持係 安全施設係
	略
道路建設課	県道係 国道係 街路係 農道係
河川課	水政係 計画係 河川係 水防係
治山砂防課	採石係 企画調査係 砂防係 治山係
空港港湾課	管理係 港湾係 空港係 漁港・漁場係 鳥取港利用促進担当
行政監察	行政監察室
	行政監察担当 I T 検査・監査担当
	建設事業評価室

(防災局各課の所掌事務)

第6条の2 防災局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

防災危機管理課

(1)及び(2) 略

(3) 県民の安全に係る危機管理の総括に関すること。

(4) 有事における国民保護に係る施策の総括に関すること。

(5) 略

(6) 略

(7) 自衛官の募集及び自衛隊との連絡調整(防衛施設庁に係るものを除く。)に関すること。

(8) 略

(9) 略

(10) 略

と。

消防チーム 略

(総務部各課の所掌事務)

第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

(1)~(7) 略

(8) 庁舎の管理及び取締りに関すること(会議室の利用調整及び庁内広告物の取締りに関することを除く。)。

(9) 庁舎の電話、電気、機械その他諸施設の管理に関すること(庁内光熱水費の支払に関することを除く。)。

(10) 県有施設の保全に関すること。

(11) 公共建物の企画調整及び事業化の支援に関すること。

(12) 総務部が所掌する建築工事の入札に関すること。

(13) 営繕に関すること。

(14) 建築工事の施工基準(設計単価及び歩掛を含む。)及び技術に関すること。

(15) 東京本部、関西本部、名古屋本部及び総合事務所の管理事務の総括に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)。

(16) 略

(17) 略

(18) 略

(19) 略

(20) 略

政策法務室 略

県民室

(1)~(6) 略

(7) 住民自治の支援に関すること。

消防課 略

消防防災航空室

(1) 消防防災ヘリコプターに関すること。

(2) 消防防災ヘリコプターによる市町村等への支援に関すること。

(総務部各課の所掌事務)

第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

(1)~(7) 略

(8) 住民自治の支援に関すること。

(9) 公益法人に係る事務の総括に関すること。

(10) 宗教法人に関すること。

(11) 農業協同組合、農業共済組合、森林組合及び水産業協同組合の検査に関すること。

(12) 県史編さんに関すること。

(13) 東京事務所、大阪事務所、名古屋事務所及び総合事務所の管理事務の総括に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)。

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(17) 略

(18) 略

政策法務室 略

県民室

(1)~(6) 略

管財課

- (1) 公有財産の取得管理及び処分に関すること。
- (2) 公の施設に関すること。
- (3) 職員宿舎に関すること。
- (4) 庁舎の管理及び取締りに関すること。
- (5) 庁舎の電話、電気、機械その他諸施設の管理に関すること。
- (6) 県有施設の保全に関すること。
- (7) 庁用自動車の管理に関すること。
- (8) 公共建物の企画調整及び事業化の支援に関すること。
- (9) 土地開発基金に関すること。
- (10) 総務部が所掌する建築工事の入札に関すること。
- (11) 営繕に関すること。
- (12) 建築工事の施工基準（設計単価及び歩掛を含む。）及び技術に関すること。
- (13) 建物の評価に関すること。

職員課

- (1) 職員の任免、配置、分限、懲戒、勤務成績の評定及び表彰に関すること。
- (2) 職員の人材育成に関すること。
- (3) 職員の社会的活動への参加に関する意識の啓発に関すること。
- (4) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- (5) 職員の服務に関すること。
- (6) 職員の給与の支給手続に関すること（庶務集中局集中業務課の所掌に属するものを除く。）。
- (7) 職員団体に関すること。
- (8) その他人事管理に関すること。

自治研修所

県、市町村、地方公共団体の組合及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）の職員の資質の向上並びに事務能率の増進を図るための研修の企画及び実践に関すること。

福利厚生室

- (1) 職員の衛生管理に関すること。
- (2) 恩給（旧軍人及び旧軍属関係を除く。）並びに退職年金及び退職一時金に関すること。
- (3) 地方職員共済組合の業務に関すること。
- (4) 職員の互助会に関すること。
- (5) 公務災害補償に関すること。
- (6) 職員の自動車事故に係る損害賠償に関するこ

財政課 略

税務課

(1)及び(5) 略

行財政改革局人事・評価室

(1) 職員の任免、配置、分限、懲戒、勤務成績の評定及び表彰に関すること。

(2) 職員の人材育成に関すること。

(3) 職員の社会的活動への参加に関する意識の啓発に関すること。

(4) 職員の服務に関すること。

(5) その他人事管理に関すること。

(6) その他局内他課の所掌に属しないこと。

行財政改革局給与室

(1) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。

(2) 職員の給与の支給手続に関すること(庶務集中局集中業務課の所掌に属するものを除く。)

(3) 職員団体に関すること。

行財政改革局業務効率化室

(1) 行政組織及び職員の定数に関すること。

(2) 業務の改革及び改善に関すること。

(3) 庶務及び会計事務の改革及び集中化の推進に関すること。

(4) 公社・事業団関係業務の総合調整に関すること(財政に関するものを除く。)

行財政改革局財源確保室

(1) 公有財産の取得管理及び処分に関すること。

(2) 職員宿舎に関すること。

(3) 土地開発基金に関すること。

(4) 建物の評価に関すること。

(5) 債権管理の支援調整に関すること。

(6) その他財源確保対策に関すること。

行財政改革局自治研修所

と。

(7) その他職員の厚生福利に関すること。

行政経営推進課

(1) 行政組織及び職員の定数に関すること。

(2) 業務の改革及び改善に関すること。

(3) 電子県庁の推進に関すること。

(4) 公社・事業団関係業務の総合調整に関すること(財政に関するものを除く。)

(5) 地域の高度情報化の推進に関すること(電子文書に関することに限る。)

(6) 電子署名に係る県の認証業務に関すること。

財政課 略

税務課

(1)及び(5) 略

(6) 債権管理の支援調整に関すること。

県、市町村、地方公共団体の組合及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）の職員の資質の向上並びに事務能率の増進を図るための研修の企画及び実践に関すること。

行財政改革局福利厚生室

- (1) 職員の衛生管理に関すること。
- (2) 恩給（旧軍人及び旧軍属関係を除く。）並びに退職年金及び退職一時金に関すること。
- (3) 地方職員共済組合の業務に関すること。
- (4) 職員の互助会に関すること。
- (5) 公務災害補償に関すること。
- (6) 職員の自動車事故に係る損害賠償に関すること。
- (7) その他職員の厚生福利に関すること。

人権局人権推進課及び人権局同和対策課 略
庶務集中局指導管理課

(1)～(6) 略

(7) 庁舎の管理及び取締りに関すること（会議室の利用調整及び庁内広告物の取締りに関することに限る。）。

(8) 庁舎の電話、電気、機械その他諸施設の管理に関すること（庁内光熱水費の支払に関することに限る。）。

(9) 庁用自動車の管理に関すること。

(10) 略

庶務集中局集中業務課

- (1) 庶務、会計及び契約事務に係る集中処理に関すること。
- (2)～(5) 略

（企画部各課の所掌事務）

第8条 企画部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

政策企画課及び次世代改革室 略
統計課

- (1) 国勢調査に関すること。
- (2) 人口統計、労働統計、教育統計、住宅統計、事業所統計、農林水産統計、商工統計及び消費統計に関すること。
- (3) 県経済関連統計及び県民所得の推計に関すること。

人権局人権推進課及び人権局同和対策課 略
庶務集中局指導管理課

(1)～(6) 略

(7) 庶務及び会計事務の改革及び集中化の推進に関すること。

(8) 略

庶務集中局集中業務課

- (1) 庶務及び会計事務に係る集中処理に関すること。
- (2)～(5) 略

（企画部各課の所掌事務）

第8条 企画部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

政策企画課及び次世代改革室 略

(4) 統計思想の普及並びに統計の指導及び調整に関すること。

(5) その他他課の所掌に属しない統計に関すること。

協働連携推進課

(1) 県民及び大学、研究機関、非営利公益活動団体等の団体と連携した施策形成の推進に関すること。

(2) ボランティア等の社会参加活動の推進に係る総合調整に関すること。

(3) 特定非営利活動法人に関すること。

広報課 略

青少年・文教課及び男女共同参画推進課 略
地域づくり支援局自治振興課

(1) 市町村の地方分権の推進に関すること。

(2) 市町村の行財政に関すること。

(3) 選挙に関すること。

(4) 住民基本台帳に関すること(地域づくり支援局情報政策課の所掌に属するものを除く。)

(5) その他局内他課の所掌に属しないこと。

地域づくり支援局移住定住促進課

(1) 過疎・中山間地域の振興に関すること。

(2) 県外からの定住促進等地域振興に関すること。

地域づくり支援局情報政策課

(1) 略

(2) 地域の高度情報化の推進に関すること。

(3) 電子県庁の推進に関すること。

(4) 電子署名に係る県の認証業務に関すること。

(5) 住民基本台帳ネットワークシステムの管理運

広報課 略

協働連携推進課

(1) 県民及び大学、研究機関、非営利公益活動団体等の団体と連携した施策形成の推進に関すること。

(2) ボランティア等の社会参加活動の推進に係る総合調整に関すること。

(3) 特定非営利活動法人に関すること。

分権自治推進課

(1) 市町村の地方分権の推進に関すること。

(2) 市町村の行財政に関すること。

(3) 選挙に関すること。

(4) 過疎・中山間地域の振興に関すること。

(5) 県外からの定住促進等地域振興に関すること。

青少年・文教課及び男女共同参画推進課 略

情報政策課

(1) 略

(2) 地域の高度情報化の推進に関すること(電子文書に関するものを除く。)

営に関すること。

地域づくり支援局交通政策課

- (1)及び(2) 略
- (3) 空港の国際化の推進及び利用の促進に関する
こと(観光政策課の所掌に属するものを除
く。)
- (4)及び(5) 略

(文化観光局各課の所掌事務)

第8条の2 文化観光局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

文化政策課

- (1)~(3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略

交流推進課 略

観光政策課

- (1)~(5) 略
- (6) 文化観光資源の活用施策に係る企画及び総合
調整に関すること。
- (7) 民芸の振興に関すること。

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉保健課~長寿社会課 略

交通政策課

- (1)及び(2) 略
- (3) 空港の国際化の推進及び利用の促進に関する
こと。
- (4)及び(5) 略
- (6) 交通安全対策に関すること。
- (7) 交通事故相談所に関すること。

統計課

- (1) 国勢調査に関すること。
- (2) 人口統計、労働統計、教育統計、住宅統計、
事業所統計、農林水産統計、商工統計及び消費統
計に関すること。
- (3) 県経済関連統計及び県民所得の推計に関する
こと。
- (4) 統計思想の普及並びに統計の指導及び調整に
関すること。
- (5) その他他課の所掌に属しない統計に関するこ
と。

(文化観光局各課の所掌事務)

第8条の2 文化観光局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

文化政策課

- (1)~(3) 略
- (4) 民芸の振興に関すること。
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略

地域資源振興室

文化観光資源の活用施策に係る企画及び総合調整
に関すること。

交流推進課 略

観光課

- (1)~(5) 略

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉保健課~長寿社会課 略

子育て支援総室

- (1) 略
- (2) 児童福祉（心身障害児福祉に係るものを除く。）に関すること。
- (3)～(8) 略
- (9) 母子保健に関すること。
- (10) 結核児童の療育に関すること。
- (11) 母体保護及び受胎調節に関すること。

(12) 略

医療政策課及び医療指導課 略
健康政策課

(1) 難病に関すること。

- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略

(生活環境部各課の所掌事務)

第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

環境立県推進課～循環型社会推進課 略
くらしの安心推進課

- (1)～(16) 略
- (17) 犯罪のないまちづくりの推進に関すること。
- (18) 犯罪被害者に係る総合相談窓口に関すること。
- (19) 交通安全対策に関すること。
- (20) 交通事故相談所に関すること。

消費生活センター 略
景観まちづくり課

(1)～(9) 略

(10) 略

子ども家庭課

- (1) 略
- (2) 児童福祉（心身障害児福祉及び母子保健に係るものを除く。）に関すること。
- (3)～(8) 略

(9) 略

医療政策課及び医療指導課 略
健康政策課

- (1) 母子保健に関すること。
- (2) 特定疾患に関すること。
- (3) 自立支援医療（育成医療）に関すること。
- (4) 結核児童の療育に関すること。
- (5) 母体保護及び受胎調節に関すること。

- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略

(生活環境部各課の所掌事務)

第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

環境立県推進課～循環型社会推進課 略
くらしの安心推進課

(1)～(16) 略

消費生活センター 略
景観まちづくり課

- (1)～(9) 略
- (10) 建築に係る施策の企画及び実施に関すること。
- (11) 略
- (12) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の施行に関すること。
- (13) 建築士法（昭和25年法律第202号）の施行に関すること。

(11) 略

公園自然課 略

住宅政策課

(1)～(8) 略

(9) 建築に係る施策の企画及び実施に関すること。

(10) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の施行に関すること。

(11) 建築土法（昭和25年法律第202号）の施行に関すること。

(12) 建築動態統計に関すること。

(13) その他建築住宅行政に関すること。

（商工労働部各課の所掌事務）

第11条 商工労働部の各課の所掌事務は、次のとおりとする。

(14) 建築動態統計に関すること。

(15) 略

公園自然課 略

住宅政策課

(1)～(8) 略

(9) その他宅地行政に関すること。

（商工労働部各課の所掌事務）

第11条 商工労働部の各課の所掌事務は、次のとおりとする。

経済政策課

(1) 商工労働施策の企画及び総合調整に関すること。

(2) 中小企業等協同組合及び商工組合に関すること。

(3) 商工団体に関すること。

(4) 中小企業の指導及び診断に関すること。

(5) 商工業金融に関すること。

(6) 貸金業に関すること。

(7) 商業の振興に関すること。

(8) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に関すること。

(9) 水産事務所にすること（水産振興局水産課と共管）。

(10) 経済・雇用振興キャビネットに関すること。

(11) 部の連絡調整に関すること。

(12) 部の予算経理及び庶務に関すること（庶務集中局各課の所掌に属するものを除く。）。

(13) その他部内他課の所掌に属しないこと。

産業開発課

(1) 産業の支援に関すること。

(2) 産業振興体制の整備に関すること。

(3) 共同して研究等を行う大学等、民間企業、金融機関及び官庁の連携に関すること。

(4) 発明及び知的財産権に関すること。

(5) 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターに関すること。

(6) 竹内工業団地及び崎津工業団地に係る企業立

経済・雇用政策総室

- (1) 商工労働施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 中小企業等協同組合及び商工組合に関すること。
- (3) 商工団体に関すること。
- (4) 中小企業の指導及び診断に関すること。
- (5) 商工業金融に関すること。
- (6) 貸金業に関すること。
- (7) 商業の振興に関すること。
- (8) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に関すること。
- (9) 水産事務所に関すること（水産振興局水産課と共管）。
- (10) 経済・雇用振興キャビネットに関すること。
- (11) 貿易の振興及び経済交流に関すること。
- (12) 物流施策に関すること。
- (13) 労働組合法（昭和24年法律第174号）及び労働関係調整法（昭和21年法律第25号）の施行に関すること。
- (14) 労働教育に関すること。
- (15) 労働の福祉に関すること。
- (16) 職業能力の開発及び向上に関すること。
- (17) 高等技術専門校に関すること。
- (18) 雇用・就業対策に関すること（産業振興戦略総室の所掌に属するものを除く。）。
- (19) 鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号。以下「個別労働紛争解決条例」という。）の施行に関すること（労働委員会の所掌に属するものを除く。）。
- (20) 部の連絡調整に関すること。
- (21) 部の予算経理及び庶務に関すること（庶務集中局各課の所掌に属するものを除く。）。
- (22) その他部内他課の所掌に属しないこと。

産業振興戦略総室

- (1) 略
- (2) 企業立地の推進に関すること。
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 産業の支援に関すること。

地の推進に関すること。

産業振興戦略総室

- (1) 略
- (2) 貿易の振興及び経済交流に関すること。
- (3) 物流施策に関すること。
- (4) 企業立地の推進に関すること（産業開発課の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略

- (7) 産業振興体制の整備に関すること。
- (8) 共同して研究等を行う大学等、民間企業、金融機関及び官庁の連携に関すること。
- (9) 発明及び知的財産権に関すること。
- (10) 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターに関すること。

(農林水産部各課の所掌事務)

第12条 農林水産部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

農政課及び農業大学校 略

経営支援課

- (1)～(3) 略
 - (4) 農地を守る直接支払及び集落営農組織育成事業に関すること。
 - (5)～(9) 略
- 生産振興課及び畜産課 略

耕地課 略

林政課

- (1)～(11) 略
- (12) 県産材の需要拡大及び販路開拓に関するこ

労働雇用課

- (1) 労働組合法（昭和24年法律第174号）及び労働関係調整法（昭和21年法律第25号）の施行に関すること。
- (2) 労働教育に関すること。
- (3) 労働の福祉に関すること。
- (4) 職業能力の開発及び向上に関すること。
- (5) 高等技術専門校に関すること。
- (6) 雇用・就業対策に関すること（産業振興戦略総室の所掌に属するものを除く。）。
- (7) 鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号。以下「個別労働紛争解決条例」という。）の施行に関すること（労働委員会の所掌に属するものを除く。）。

(農林水産部各課の所掌事務)

第12条 農林水産部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

農政課及び農業大学校 略

農林総合技術研究院

- (1) 農林水産部の試験研究等の総合調整に関すること。
- (2) 農林業の専門技術の普及指導に関すること。
- (3) 農林業の普及指導事業に関すること。
- (4) 農業気象に関すること。
- (5) 農業試験場、園芸試験場、畜産試験場、中小家畜試験場及び林業試験場に関すること。

経営支援課

- (1)～(3) 略
 - (4) 農地を守る直接支払い及び集落営農組織育成事業に関すること。
 - (5)～(9) 略
- 生産振興課及び畜産課 略

和牛全共室

第9回全国和牛能力共進会の開催に関すること。

耕地課 略

林政課

- (1)～(11) 略
- (12) 県産材の需要拡大に関すること。

と。

(13) 略

森林保全課

(1)~(9) 略

(10) 二十一世紀の森に関すること(農林総合研究所林業試験場の所掌に属するものを除く。)。

(11) とっとり出会いの森に関すること。

農林総合研究所企画総務部

(1) 農林総合研究所の試験研究に係る評価、企画等の総合調整に関すること。

(2) 農林業の専門技術の普及指導に関すること。

(3) 農林業の普及指導事業に関すること。

(4) 農業気象に関すること。

(5) 所の連絡調整に関すること(農政課の所掌に属するものを除く。)。

(6) 所の予算経理及び庶務に関すること(庶務集中局各課及び農政課の所掌に属するものを除く。)。

(7) 他所内他課の所掌に属しないこと。

農林総合研究所農業試験場

農業試験場は、次に掲げる農業に係る試験研究、調査等の事務を所掌する。

(1) 農業経営技術の改善に関すること。

(2) 主要農作物の育種及び栽培に関すること。

(3) 主要農作物の原種及び原々種に関すること。

(4) 土壌肥料及び土壌保全に関すること。

(5) 主要農作物の病害虫に関すること。

(6) 農業機械化に関すること。

(7) 土壌、肥料等の分析に関すること。

(8) 水田機能の維持・保全に関すること。

(9) 有機・特別栽培の生産技術に関すること。

(10) その他農業の振興に関すること。

農林総合研究所園芸試験場

園芸試験場は、次に掲げる果樹園芸、野菜園芸、花き園芸及び農業関係の生物工学に係る試験研究、調査等の事務を所掌する。

(1) 果樹、野菜及び花きの育種及び栽培に関すること。

(2) 果樹、野菜及び花きの土壌肥料に関すること。

(3) 果樹、野菜及び花きの病害虫に関すること。

(4) 果樹、野菜及び花きの機械器具に関すること。

(5) 果樹、野菜及び花きの原種及び原々種に関する

(13) 略

森林保全課

(1)~(9) 略

(10) 二十一世紀の森に関すること(管理に関するものを除く。)及びとっとり出会いの森の設置及び管理に関すること。

ること。

(6) 生物学を応用した農産物の研究開発に関すること。

(7) その他果樹園芸、野菜園芸及び花き園芸の振興に関すること。

農林総合研究所畜産試験場

畜産試験場は、次に掲げる大家畜に係る試験研究、調査等の事務を所掌する。

(1) 家畜の飼養、繁殖・育成及び肥育技術に関すること。

(2) 和牛種雄牛の造成及び凍結精液の作成配布に関すること。

(3) 家畜の育種及び生物学を用いた改良増殖に関すること。

(4) 飼料作物及び牧草の栽培調整利用技術に関すること。

(5) 飼料の分析に関すること。

(6) 畜産経営技術の改善に関すること。

(7) その他畜産振興に関すること。

農林総合研究所中小家畜試験場

中小家畜試験場は、次に掲げる中小家畜に係る試験研究、調査等の事務を所掌する。

(1) 畜産経営技術の改善に関すること。

(2) 家畜の改良繁殖、管理、飼育方法、育成、肥育及び飼料に関すること。

(3) 家畜の経済能力検定に関すること。

(4) 家畜の人工授精及び受精卵移植に関すること。

(5) 畜産に係る環境の改善に関すること。

(6) 種畜及び種卵の配布に関すること。

(7) その他畜産振興に関すること。

農林総合研究所林業試験場

林業試験場は、次に掲げる林業に係る試験研究、調査等の事務を所掌する。

(1) 森林施業及び経営に関すること。

(2) 林業種苗に関すること。

(3) 森林保護に関すること。

(4) 森林土壌に関すること。

(5) 森林気象に関すること。

(6) 林業機械化に関すること。

(7) 特用林産物に関すること。

(8) 林産物の加工及び利用に関すること。

(9) 林野荒廃防止及び復旧に関すること。

(10) 二十一世紀の森の管理に関すること。

(11) その他林業の改良発達に関すること。

水産振興局水産課

(1)～(8) 略

(9) 沿岸漁場の維持管理及び工事に関すること。

(10) 略

(11) 水産事務所に関すること(経済・雇用政策総室と共管)。

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(市場開拓局各室の所掌事務)

第12条の2 市場開拓局各室の所掌事務は、次のとおりとする。

市場開拓局市場開拓室 略

市場開拓局食のみやこ推進室 略

(県土整備部各課の所掌事務)

第13条 県土整備部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県土総務課

(1)～(3) 略

(4) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)の施行に関すること(地域づくり支援局自治振興課の所掌に属するものを除く。)

(5)～(14) 略

技術企画課

(1)～(3) 略

(4) 県土整備部が所掌する土木工事の施工基準(設計単価及び歩掛を含む。)の作成に関すること。

道路企画課

(1)～(4) 略

(5) 略

(6) 略

道路建設課 略

河川課

(1)～(7) 略

治山砂防課

(1)～(8) 略

水産振興局水産課

(1)～(8) 略

(9) 略

(10) 水産事務所に関すること(経済政策課と共管)。

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(市場開拓局各室の所掌事務)

第12条の2 市場開拓局各室の所掌事務は、次のとおりとする。

市場開拓局市場開拓室 略

市場開拓局地産地消推進室 略

(県土整備部各課の所掌事務)

第13条 県土整備部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県土総務課

(1)～(3) 略

(4) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)の施行に関すること(地域自立戦略課の所掌に属するものを除く。)

(5)～(14) 略

技術企画課

(1)～(3) 略

(4) 県土整備部が所掌する土木工事の施工基準(設計単価及び歩掛りを含む。)の作成に関すること。

道路企画課

(1)～(4) 略

(5) 道路技術員の業務に関すること。

(6) 略

(7) 略

道路建設課 略

河川課

(1)～(7) 略

(8) 旧中部ダム予定地域に係る振興対策の総括に関すること。

治山砂防課

(1)～(8) 略

(9) 智頭町市瀬地区の住民生活の安定に資する事業の総括に関すること。

(10) 智頭町市瀬地区等における地すべり等の監視

<p>空港港湾課</p> <p>(1) 港湾及び漁港の維持管理及び工事に関する こと。 (2)～(7) 略</p> <p>(行政監察監各室の所掌事務)</p> <p>第14条 行政監察監各室の所掌事務は、次のとおりと する。</p> <p>行政監察室 略</p> <p><u>公益法人・団体指導室</u></p> <p>(1) <u>公益法人に係る事務の総括に関する</u>こと。 (2) <u>宗教法人に関する</u>こと。 (3) <u>農業協同組合、農業共済組合、森林組合及び 水産業協同組合の検査に関する</u>こと。</p> <p>建設事業評価室</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>米子工事検査事務所に関する</u>こと。</p> <p>(職制及び職務)</p> <p>第16条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>局等及び課に、それぞれその長を置き、当該長 は、それぞれ当該局等及び課の事務をつかさどる。</u></p> <p>6 部局等、<u>局等及び課の長の職務を補佐し、その者 に事故がある場合は、その職務を代行させるため、 必要があると認めるときは、部局等に次長（次長に 相当するものを含む。以下同じ。）を、課に課長補 佐（課長補佐に相当するものを含む。以下同じ。） を置くことができる。</u></p> <p>7 前項のそれぞれの職員を2名以上置く場合におけ るそれらの職員の分担事務は、次長の場合にあって は当該部局等の長が、課長補佐の場合にあっては当 該課の長が、それぞれ定めるものとする。</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 略</p> <p><u>11</u> 略</p> <p>(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関)</p> <p>第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属 機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げる</p>	<p><u>及び観測に関する</u>こと。</p> <p>空港港湾課</p> <p>(1) 港湾及び漁港並びに沿岸漁場の維持管理及び 工事に関すること。 (2)～(7) 略</p> <p>(行政監察監各室の所掌事務)</p> <p>第14条 行政監察監各室の所掌事務は、次のとおりと する。</p> <p>行政監察室 略</p> <p>建設事業評価室</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>工事検査出張所に関する</u>こと。</p> <p>(職制及び職務)</p> <p>第16条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>局及び課に、それぞれその長を置き、当該長は、 それぞれ当該局及び課の事務をつかさどる。</u></p> <p>6 部局等、<u>局及び課の長の職務を補佐し、その者に 事故がある場合は、その職務を代行させるため、必 要があると認めるときは、部局等に次長（次長に相 当するものを含む。以下同じ。）を、課に課長補佐 （課長補佐に相当するものを含む。以下同じ。）を 置くことができる。</u></p> <p>7 前項のそれぞれの職員を2名以上置く場合におけ るそれらの職員の分担事務は、次長の場合にあって は当該部等の長が、課長補佐の場合にあっては当該 課の長が、それぞれ定めるものとする。</p> <p><u>8 部（福祉保健部を除く。）の予算経理、連絡調整 及び庶務に関する事務を所掌する課に、当該事務を 総括する課長補佐を置くことができる。</u></p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 略</p> <p><u>11</u> 略</p> <p><u>12</u> 略</p> <p>(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関)</p> <p>第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属 機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げる</p>
---	---

とおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。

附属機関	担任する事務	庶務担当機関
鳥取県防災会議	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第14条第2項の規定による地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における関係行政機関等の連絡調整等の防災に関する事務	防災チーム
鳥取県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第37条第2項の規定による国民の保護のための措置に関する重要事項の審議及び当該重要事項についての知事に対する意見の具申に関する事務	危機管理チーム

略

鳥取県個人情報保護審議会	略	略
鳥取県個人情報保護審議会	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定によりその権限に属させられた事項についての調査審議及び知事の諮問に応じて行う同法第30条の5第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項についての調査審議並びにこれらの事項についての知事に対する建議に関する事務	地域づくり支援局 自治振興課
鳥取県固定資産評価審議会	地方税法（昭和25年法律第226号）第401条の2第2項及び第3項の規定による固定資産評価基準の細目及び固定資産の価格等の修正に関する知事の勧告並びにその他固定資産の評価に関する事項についての調査及び審議に関する事務	税務課
鳥取県財産	鳥取県財産評価審議会設置	行財政改

とおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。

附属機関	担任する事務	庶務担当機関
鳥取県防災会議	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第14条第2項の規定による地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における関係行政機関等の連絡調整等の防災に関する事務	防災危機管理課
鳥取県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第37条第2項の規定による国民の保護のための措置に関する重要事項の審議及び当該重要事項についての知事に対する意見の具申に関する事務	

略

鳥取県個人情報保護審議会	略	略
鳥取県個人情報保護審議会	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定によりその権限に属させられた事項についての調査審議及び知事の諮問に応じて行う同法第30条の5第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項についての調査審議並びにこれらの事項についての知事に対する建議に関する事務	分権自治推進課
鳥取県財産	鳥取県財産評価審議会設置	管財課

評価審議会	条例（昭和38年鳥取県条例第6号）第2条の規定による県有財産の購入、売却、交換等についての価格の調査審議に関する事務	革局財源確保室
鳥取県自治研修所運営審議会	鳥取県自治研修所運営審議会設置条例（昭和31年鳥取県条例第2号）第2条の規定による研修所の運営についての審議に関する事務	行財政改革局自治研修所
鳥取県公務災害補償等認定委員会	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年鳥取県条例第31号）第4条の規定による職員の公務又は通勤による災害の認定に関し必要な事項についての審議に関する事務	行財政改革局福利厚生室
鳥取県公務災害補償等審査会	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第18条の規定による実施機関が行う公務上の災害又は通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施についての不服申立ての審査に関する事務	
略		
鳥取県私立学校審議会	私立学校法（昭和24年法律第270号）の規定による私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等についての審議並びにこれ	青少年・文教課（子育て支援総室）が担当する事務を除く。） 子育て支

評価審議会	条例（昭和38年鳥取県条例第6号）第2条の規定による県有財産の購入、売却、交換等についての価格の調査審議に関する事務	
鳥取県自治研修所運営審議会	鳥取県自治研修所運営審議会設置条例（昭和31年鳥取県条例第2号）第2条の規定による研修所の運営についての審議に関する事務	自治研修所
鳥取県公務災害補償等認定委員会	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年鳥取県条例第31号）第4条の規定による職員の公務又は通勤による災害の認定に関し必要な事項についての審議に関する事務	福利厚生室
鳥取県公務災害補償等審査会	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第18条の規定による実施機関が行う公務上の災害又は通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施についての不服申立ての審査に関する事務	
鳥取県固定資産評価審議会	地方税法（昭和25年法律第226号）第401条の2第2項及び第3項の規定による固定資産評価基準の細目及び固定資産の価格等の修正に関する知事の勧告並びにその他固定資産の評価に関する事項についての調査及び審議に関する事務	税務課
略		
鳥取県私立学校審議会	私立学校法（昭和24年法律第270号）の規定による私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等についての審議並びにこれ	青少年・文教課（子ども家庭課）が担当する事務を除く。） 子ども家

	らの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関する事務	援 総 室 (私立幼稚園に関することに限る。)
略		
鳥取県男女共同参画推進員	鳥取県男女共同参画推進条例第23条の規定による県民若しくは事業者の男女共同参画に関する苦情若しくは不服の処理又はこれらの者の権利利益の保護に関する事務	男女共同参画推進課(委員の任免又は議会対応に関することに限る。) 男女共同参画センター(苦情又は不服の処理に関することに限る。)
略		
鳥取県ふぐ処理師試験委員	鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例(平成16年鳥取県条例第7号)第5条の規定によるふぐ処理師試験に関する事務	くらしの安心推進課
鳥取県交通安全対策会議	交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第16条第2項の規定による交通安全計画の作成及びその実施の推進、陸上交通の安全に関	

	らの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関する事務	庭課(私立幼稚園に関することに限る。)
略		
鳥取県男女共同参画推進員	鳥取県男女共同参画推進条例第23条の規定による県民若しくは事業者の男女共同参画に関する苦情若しくは不服の処理又はこれらの者の権利利益の保護に関する事務	男女共同参画推進課(委員の任免又は議会対応に関することに限る。) 男女共同参画センター(苦情又は不服の処理に関することに限る。)
鳥取県交通安全対策会議	交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第16条第2項の規定による交通安全計画の作成及びその実施の推進、陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関する審議及びその施策の実施の推進並びに陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施に係る関係行政機関等相互間の連絡調整に関する事務	交通政策課
略		
鳥取県ふぐ処理師試験委員	鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例(平成16年鳥取県条例第7号)第5条の規定によるふぐ処理師試験に関する事務	くらしの安心推進課

	する総合的な施策の企画に関する審議及びその施策の実施の推進並びに陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施に係る関係行政機関等相互間の連絡調整に関する事務	
略		
鳥取県景観審議会	鳥取県景観形成条例（平成19年鳥取県条例第14号）第26条の規定による景観形成に関する事項の調査審議及び景観形成に関する事項についての知事に対する意見の具申に関する事務	景観まちづくり課
鳥取県都市計画審議会	都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条第1項の規定による同法によりその権限に属させられた事項の調査審議及び知事の諮問に応じ都市計画に関する事項の調査審議に関する事務	
鳥取県開発審査会	都市計画法第78条第1項の規定による同法第50条第1項に規定する審査請求に対する裁決その他同法によりその権限に属させられた事項を行う事務	
米子境港市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第56条第3項の規定による換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項について同法によりその権限に属させられた事項の調査審議に関する事務	
鳥取県屋外広告物審議会	鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）第11条第1項及び第2項の規定による広告物に関する重要事項の調査審議及び広告物に関する重要事項についての知事に対する建議に関する事務	
鳥取県国土	国土利用計画法（昭和49年	

略		
鳥取県景観審議会	鳥取県景観形成条例（平成19年鳥取県条例第14号）第26条の規定による景観形成に関する事項の調査審議及び景観形成に関する事項についての知事に対する意見の具申に関する事務	景観まちづくり課
鳥取県都市計画審議会	都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条第1項の規定による同法によりその権限に属させられた事項の調査審議及び知事の諮問に応じ都市計画に関する事項の調査審議に関する事務	
鳥取県開発審査会	都市計画法第78条第1項の規定による同法第50条第1項に規定する審査請求に対する裁決その他同法によりその権限に属させられた事項を行う事務	
米子境港市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第56条第3項の規定による換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項について同法によりその権限に属させられた事項の調査審議に関する事務	
鳥取県屋外広告物審議会	鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）第11条第1項及び第2項の規定による広告物に関する重要事項の調査審議及び広告物に関する重要事項についての知事に対する建議に関する事務	
鳥取県国土	国土利用計画法（昭和49年	

利用計画地方審議会	法律第92号)第38条第1項の規定による同法によりその権限に属させられた事項の調査審議並びに国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項の調査審議に関する事務		利用計画地方審議会	法律第92号)第38条第1項の規定による同法によりその権限に属させられた事項の調査審議並びに国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項の調査審議に関する事務	
鳥取県土地利用審査会	国土利用計画法第39条第2項の規定による同法によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務		鳥取県土地利用審査会	国土利用計画法第39条第2項の規定による同法によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務	
鳥取県建築審査会	建築基準法第78条の規定による特定行政庁又は建築主事等の処分等に対する不服申立ての裁定及び壁面線の指定等に対する同意並びに同法施行に関する重要事項の調査審議に関する事務	住宅政策課	鳥取県建築審査会	建築基準法第78条の規定による特定行政庁又は建築主事等の処分等に対する不服申立ての裁定及び壁面線の指定等に対する同意並びに同法施行に関する重要事項の調査審議に関する事務	
鳥取県建築士審査会	建築士法第28条の規定による2級建築士試験及び木造建築士試験に関する事務並びに同法によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務		鳥取県建築士審査会	建築士法第28条の規定による2級建築士試験及び木造建築士試験に関する事務並びに同法によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務	
鳥取県中小企業調停審議会	中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)の規定により商工組合等が締結する組合協約及び特殊契約に関する重要事項、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律(昭和52年法律第74号)第6条第3項に規定する中小企業団体の構成員たる中小企業者の経営の安定に及ぼす影響等に関する事項並びに中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)の規定により事業協同組合等が締結する団体協約に関する重要事項の調査審議に関する事務	経済・雇用政策総室	鳥取県中小企業調停審議会	中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)の規定により商工組合等が締結する組合協約及び特殊契約に関する重要事項、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律(昭和52年法律第74号)第6条第3項に規定する中小企業団体の構成員たる中小企業者の経営の安定に及ぼす影響等に関する事項並びに中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)の規定により事業協同組合等が締結する団体協約に関する重要事項の調査審議に関する事務	経済政策課
鳥取県大規模小売店舗	鳥取県大規模小売店舗立地審議会条例(平成12年鳥取		鳥取県大規模小売店舗	鳥取県大規模小売店舗立地審議会条例(平成12年鳥取	

立地審議会	県条例第21号)第2条の規定による大規模小売店舗を設置する者がその施設の配置及び運営方法について配慮すべき重要事項の調査審議に関する事務	
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会	鳥取県地方独立行政法人法施行条例(平成18年鳥取県条例第61号)第2条の規定による地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関することその他地方独立行政法人法によりその権限に属せられた事項の処理に関する事務(地方独立行政法人鳥取県産業技術センターに係るものに限る。)	産業振興 戦略総室
略		
鳥取県地方港湾審議会	鳥取県地方港湾審議会条例(昭和49年鳥取県条例第16号)第1条の規定による県が管理する重要港湾及び地方港湾に関する重要事項の調査審議に関する事務	空港港湾課
鳥取県公益認定等審議会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第50条第1項の規定による同法によりその権限に属せられた事項の処理及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第1章第4節第6款の規定によりその権限に属せられた事項の処理に関する事務	公益法人・団体指導室
略		

(名称、位置及び所管区域)

第21条 鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第1条第1項の規定により設置された

立地審議会	県条例第21号)第2条の規定による大規模小売店舗を設置する者がその施設の配置及び運営方法について配慮すべき重要事項の調査審議に関する事務	
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会	鳥取県地方独立行政法人法施行条例(平成18年鳥取県条例第61号)第2条の規定による地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関することその他地方独立行政法人法によりその権限に属せられた事項の処理に関する事務(地方独立行政法人鳥取県産業技術センターに係るものに限る。)	産業開発課
略		
鳥取県地方港湾審議会	鳥取県地方港湾審議会条例(昭和49年鳥取県条例第16号)第1条の規定による県が管理する重要港湾及び地方港湾に関する重要事項の調査審議に関する事務	空港港湾課
略		

(名称、位置及び所管区域)

第21条 鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第1条の規定により設置された総合事

総合事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

略

(内部組織)

第22条 次の表の第1欄に掲げる総合事務所ごとに、それぞれ同表の第2欄に掲げる局を置き、局の事務を分掌させるため、それぞれ同表の第3欄に掲げる課を置き、それぞれ同表の第4欄に掲げる係等を置く。

東部 総合事務所	略	略		
	生活環境局	環境・循環推進課	環境衛生係	廃棄物担当
		略	略	
	農林局	建築住宅課	建築住宅担当	営繕設備担当
		農業振興課	生産流通担当	経営支援担当
	略	林業振興室		
		地域整備課	管理班	総合整備班 技術指導班
		略		
	県土整備局	略	略	
		用地課		
略				
八頭 総合事務所	略	略		
	県土整備局	略	略	
		用地課		
	略	略		
河川砂防課	河川班	砂防班	治山班	
中部 総合事務所	県民局	略	略	
		産業雇用課	産業振興担当	労働雇用担当
	県民活動課	県民の声担当	活動支援担当	
	略			
生活環境局	環境・循環推進課	環境衛生係	廃棄物担当	
	略	略		
	建築住宅課	建築住宅係	営繕設備担当	
略				

務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

略

(内部組織)

第22条 次の表の第1欄に掲げる総合事務所ごとに、それぞれ同表の第2欄に掲げる局を置き、局の事務を分掌させるため、それぞれ同表の第3欄に掲げる課を置き、それぞれ同表の第4欄に掲げる係等を置く。

東部 総合事務所	略	略		
	生活環境局	環境・循環推進課	環境衛生係	廃棄物係
		略	略	
	農林局	建築住宅課	建築住宅係	営繕係 設備係
		農業振興課	生産流通担当	経営支援担当
	略	林業振興課	林政担当	普及担当 振興担当 林道担当
		地域整備課	管理班	総合整備班 技術指導班
		略		
	県土整備局	略	略	
		用地課	道路都市班	河川砂防班
略				
八頭 総合事務所	略	略		
	県土整備局	略	略	
		用地課	道路整備班	河川砂防班
	略	略		
河川砂防課	河川班	砂防班	市瀬大呂地区整備班 治山班	
中部 総合事務所	県民局	略	略	
		県民課	県民の声担当	商工労働担当
	振興課	文化振興担当	地域振興担当	
	略			
生活環境局	環境・循環推進課	環境衛生係	廃棄物係	
	略	略		
	建築住宅課	建築住宅係	営繕係 設備係	
略				

	県土整備局	略		
		用地課		
		略		
西部 総合 事務所	県民局	企画県民課	企画調整担当 県民の声担当	
		大山中海振興課	文化・観光担当 食のみやこ担当 国際担当	
		大山自然歴史館		
		商工労働課	商工担当 労働担当	
		庶務会計課	総務係 会計担当	
		略		
生活環境局	環境・循環推進課	環境衛生係 廃棄物担当		
		略		
		建築住宅課	建築住宅担当 営繕設備担当	
農林局	農林業振興課	生産流通担当 経営支援担当		
		林業振興室		
	略			
	大山・弓浜農業用水対策室	中海地域事業班 大山地地域事業班		
		略		
県土整備局	略			
	用地課			
	略			
日野 総合 事務所	略			
	福祉保健局	福祉保健課	福祉係 保健衛生係	
		略		
	農林局	農林業振興課	生産流通担当 経営支援担当	
			地域整備室	
日野農業改良普及所				
		略		
県土整備局	略			
	用地課			

	県土整備局	略		
		用地課	道路都市班 河川砂防班	
		略		
西部 総合 事務所	県民局	企画総務課	総務係 会計担当 企画調整担当	
		県民課	県民の声担当 地域振興担当	
		振興課	国際担当 文化担当	
			大山中海観光室	
			大山自然歴史館	
		商工労働課	商工担当 労働担当	
		略		
生活環境局	環境・循環推進課	環境衛生係 廃棄物係		
		略		
		建築住宅課	建築住宅係 営繕係 設備係	
農林局	農林業振興課	生産流通担当 経営支援担当		
		略		
	大山・弓浜農業用水対策室	中海地域事業班 大山地地域事業班		
	林業振興課	林政・林道担当 普及担当 振興担当		
		略		
県土整備局	略			
	用地課	道路都市班 河川砂防班		
	略			
日野 総合 事務所	略			
	福祉保健局	福祉総務課	総務係 福祉係	
		保健衛生課	衛生係 指導係	
	農林局	農林業振興課	生産流通担当 経営支援担当	
			略	
日野農業改良普及所				
地域整備課	管理班 総合整備班 技術指導班			
		略		
県土整備局	略			
	用地課	道路整備班 河川砂防班		

略

略

(県民局各課の所掌事務)

第22条の2 県民局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県民局企画総務課

- (1) 事務所内の総合調整に関すること。
- (2) 事務所及び県民局の庶務に関すること。
- (3) 災害対策地方支部に関すること。
- (4) 旅券の発給に関すること(中部総合事務所に限る。)。
- (5) その他事務所内他課の所掌に属しないこと。

県民局県民課

- (1) 県政に対する提案、意見、苦情等の処理に関すること。
- (2) 情報公開に係る事務に関すること。
- (3) 個人情報保護に係る事務に関すること。
- (4) 行政手続に係る事務に関すること。
- (5) 県税相談に関すること(日野総合事務所に限る。)。
- (6) 人権施策の推進に関すること。
- (7) 過疎・中山間地域の振興に関すること(中部総合事務所を除く。)。
- (8) 特定非営利活動法人等に関すること。
- (9) 地域情報化の相談に関すること(東部総合事務所を除く。)。
- (10) 文化芸術の振興に関すること(東部総合事務所及び日野総合事務所に限る。)。
- (11) 国際交流の推進に関すること(中部総合事務所及び日野総合事務所に限る。)。
- (12) 旅券の発給に関すること(日野総合事務所に限る。)。
- (13) 観光の振興に関すること(東部総合事務所及び日野総合事務所に限る。)。
- (14) 鳥取砂丘及び山陰海岸地域の振興に関すること(東部総合事務所に限る。)。
- (15) 景観形成に係る届出等の受付に関すること(日野総合事務所に限る。)。
- (16) 建築確認申請の受付に関すること(日野総合事務所に限る。)。
- (17) 自然公園に関すること(日野総合事務所に限る。)。
- (18) 商工業の振興及び中小企業の各種相談に関すること(中部総合事務所及び日野総合事務所に限る。)。

(19) 労働相談その他労働に関すること（個別労働紛争解決条例第4条第1項の規定によるあっせんの申請の受理を含む。）（中部総合事務所及び日野総合事務所に限る。）。

(20) 森づくり活動に関すること（日野総合事務所に限る。）。

県民局企画県民課

(1) 事務所内の総合調整に関すること。

(2) 事務所及び県民局の庶務に関すること。

(3) 災害対策地方支部に関すること。

(4) 県政に対する提案、意見、苦情等の処理に関すること。

(5) 情報公開に係る事務に関すること。

(6) 個人情報保護に係る事務に関すること。

(7) 行政手続に係る事務に関すること。

(8) 過疎・中山間地域の振興に関すること。

(9) 特定非営利活動法人等に関すること。

(10) 文化芸術の振興に関すること。

(11) 観光の振興に関すること。

(12) 景観形成に係る届出等の受付に関すること。

(13) その他事務所内他課の所掌に属しないこと。

県民局振興課

(1) 過疎・中山間地域の振興に関すること（中部総合事務所に限る。）。

(2) 文化芸術の振興に関すること。

(3) 国際交流の推進に関すること（西部総合事務所に限る。）。

(4) 旅券の発給に関すること（西部総合事務所に限る。）。

(5) 観光の振興に関すること。

(6) 大山地域の振興に関すること（西部総合事務所に限る。）。

(7) 鳥取県立大山自然歴史館及び鳥取県立大山駐車場の管理に関すること（西部総合事務所に限る。）。

県民局商工労働課

(1) 商工業の振興及び中小企業の各種相談に関すること。

(2) 労働相談その他労働に関すること（個別労働紛争解決条例第4条第1項の規定によるあっせんの申請の受理を含む。）。

（県民局各課の所掌事務）

第22条の2 東部総合事務所県民局各課の所掌事務

は、次のとおりとする。

県民局企画総務課

- (1) 事務所内の総合調整に関すること。
- (2) 事務所及び県民局の庶務（鳥取県立鳥取療育園、鳥取県福祉相談センター、鳥取県立鳥取看護専門学校及び鳥取県立精神保健福祉センターの庶務を含む。）に関すること。
- (3) 災害対策地方支部に関すること。
- (4) その他事務所内他課の所掌に属しないこと。

県民局県民課

- (1) 県政に対する提案、意見、苦情等の処理に関すること。
- (2) 情報公開に係る事務に関すること。
- (3) 個人情報保護に係る事務に関すること。
- (4) 行政手続に係る事務に関すること。
- (5) 人権施策の推進に関すること。
- (6) 過疎・中山間地域の振興に関すること。
- (7) 特定非営利活動法人等に関すること。
- (8) 文化芸術の振興に関すること。
- (9) 観光の振興に関すること。
- (10) 鳥取砂丘及び山陰海岸地域の振興に関すること。

第22条の3 八頭総合事務所県民局企画県民課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 事務所内の総合調整に関すること。
- (2) 事務所及び県民局の庶務に関すること。
- (3) 災害対策地方支部に関すること。
- (4) 県政に対する提案、意見、苦情等の処理に関すること。
- (5) 情報公開に係る事務に関すること。
- (6) 個人情報保護に係る事務に関すること。
- (7) 行政手続に係る事務に関すること。
- (8) 人権施策の推進に関すること。
- (9) 過疎・中山間地域の振興に関すること。
- (10) 特定非営利活動法人等に関すること。
- (11) 文化芸術の振興に関すること。
- (12) 観光の振興に関すること。
- (13) 景観形成に係る届出等の受付に関すること。
- (14) 雇用対策に関すること。
- (15) その他事務所内他課の所掌に属しないこと。

第22条の4 中部総合事務所県民局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県民局企画総務課

- (1) 事務所内の総合調整に関すること。
- (2) 事務所及び県民局の庶務に関すること。
- (3) 災害対策地方支部に関すること。
- (4) 過疎・中山間地域の振興に関すること。
- (5) その他事務所内他課の所掌に属しないこと。

県民局産業雇用課

- (1) 商工業の振興及び中小企業の各種相談に関すること。
- (2) 労働相談、雇用対策その他労働に関すること
(個別労働紛争解決条例第4条第1項の規定によるあっせんの申請の受理を含む。)
- (3) 観光の振興に関すること。

県民局県民活動課

- (1) 県政に対する提案、意見、苦情等の処理に関すること。
- (2) 情報公開に係る事務に関すること。
- (3) 個人情報保護に係る事務に関すること。
- (4) 行政手続に係る事務に関すること。
- (5) 人権施策の推進に関すること。
- (6) 特定非営利活動法人等に関すること。
- (7) 国際交流の推進に関すること。
- (8) 旅券の発給に関すること。
- (9) 文化芸術の振興に関すること。

第22条の5 西部総合事務所県民局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県民局企画県民課

- (1) 事務所内の総合調整に関すること。
- (2) 災害対策地方支部に関すること。
- (3) 県政に対する提案、意見、苦情等の処理に関すること。
- (4) 情報公開に係る事務に関すること。
- (5) 個人情報保護に係る事務に関すること。
- (6) 行政手続に係る事務に関すること。
- (7) 人権施策の推進に関すること。
- (8) 過疎・中山間地域の振興に関すること。
- (9) 特定非営利活動法人等に関すること。
- (10) その他事務所内他課の所掌に属しないこと。

県民局大山中海振興課

- (1) 文化芸術の振興に関すること。
- (2) 国際交流の推進に関すること。
- (3) 旅券の発給に関すること。
- (4) 観光の振興に関すること。
- (5) 地元食材のブランド化及び販路拡大に関する

こと。

(6) 鳥取県立大山駐車場の管理に関すること。

県民局大山自然歴史館

鳥取県立大山自然歴史館の管理に関すること。

県民局商工労働課

(1) 商工業の振興及び中小企業の各種相談に関すること。

(2) 労働相談、雇用対策その他労働に関すること
(個別労働紛争解決条例第4条第1項の規定によるあっせんの申請の受理を含む。)

県民局庶務会計課

事務所及び県民局の庶務(鳥取県米子児童相談所の庶務を含む。)に関すること。

第22条の6 日野総合事務所県民局各課の所掌事務

は、次のとおりとする。

県民局企画総務課

(1) 事務所内の総合調整に関すること。

(2) 事務所及び県民局の庶務に関すること。

(3) 災害対策地方支部に関すること。

(4) その他事務所内他課の所掌に属しないこと。

県民局県民課

(1) 県政に対する提案、意見、苦情等の処理に関すること。

(2) 日野郡民の行政参画の推進に関すること。

(3) 情報公開に係る事務に関すること。

(4) 個人情報保護に係る事務に関すること。

(5) 行政手続に係る事務に関すること。

(6) 県税相談に関すること。

(7) 人権施策の推進に関すること。

(8) 過疎・中山間地域の振興に関すること。

(9) 特定非営利活動法人等に関すること。

(10) 地域情報化の相談に関すること。

(11) 文化芸術の振興に関すること。

(12) 国際交流の推進に関すること。

(13) 旅券の発給に関すること。

(14) 観光の振興に関すること。

(15) 景観形成に係る届出等の受付に関すること。

(16) 建築確認申請の受付に関すること。

(17) 自然公園に関すること。

(18) 商工業の振興及び中小企業の各種相談に関すること。

(19) 労働相談、雇用対策その他労働に関すること
(個別労働紛争解決条例第4条第1項の規定によ

るあっせんの申請の受理を含む。)。

(20) 森づくり活動に関すること。

(県税局各課の所掌事務)

第22条の7 県税局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、東部総合事務所にあつては八頭郡の区域内に係るものを、西部総合事務所にあつては日野郡の区域内に係るものを含むものとする。

県税局収税課

(1) ~ (11) 略

(12) 県税局の庶務に関すること (県民局企画総務課又は県民局庶務会計課の所掌に属するものを除く。)。

(13) 略

県税局課税課及び県税局日野支所 略

(福祉保健局各課の所掌事務)

第22条の8 福祉保健局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、東部総合事務所にあつては、八頭郡の区域内に係るものを含むものとする。

福祉保健局福祉企画課

次に掲げる事務 (西部総合事務所にあつては、第2号から第4号まで及び第8号から第11号までに掲げる事務で日野郡の区域内に係るものを含む。)

(1) 略

(2) 社会福祉統計に関すること (福祉保健局福祉保健課の所掌に属するものを除く。)。

(3) ~ (7) 略

(8) 民生委員及び児童委員に関すること。

(9) ~ (11) 略

(12) 福祉保健局の庶務に関すること (県民局企画総務課又は県民局庶務会計課の所掌に属するものを除く。)。

(13) 略

福祉保健局福祉支援課

次に掲げる事務 (西部総合事務所にあつては、第1号に掲げる事務で日野郡の区域内に係るものを含む。)

(1) 及び (2) 略

(県税局各課の所掌事務)

第22条の3 県税局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、東部総合事務所にあつては八頭総合事務所の所管区域内に係るものを、西部総合事務所にあつては日野総合事務所の所管区域内に係るものを含むものとする。

県税局収税課

(1) ~ (11) 略

(12) 県税局の庶務に関すること (県民局企画総務課の所掌に属するものを除く。)。

(13) 略

県税局課税課及び県税局日野支所 略

(福祉保健局各課の所掌事務)

第22条の4 福祉保健局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、東部総合事務所にあつては八頭総合事務所の所管区域内に係るものを含むものとする。

福祉保健局福祉企画課

(1) 略

(2) 社会福祉統計、人口動態統計及び衛生統計に関すること。

(3) ~ (7) 略

(8) 民生委員・児童委員に関すること。

(9) ~ (11) 略

(12) 福祉保健局の庶務 (東部総合事務所にあつては鳥取県立鳥取療育園、鳥取県福祉相談センター、鳥取県立鳥取看護専門学校及び鳥取県立精神保健福祉センターの庶務を、西部総合事務所にあつては鳥取県米子児童相談所の庶務を含む。) に関すること (県民局企画総務課の所掌に属するものを除く。)。

(13) 略

福祉保健局福祉支援課

(1) 及び (2) 略

(3) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。

(4) 略

福祉保健局障害者支援課

次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除き、西部総合事務所にあっては、第1号から第3号まで、第5号及び第6号に掲げる事務で日野郡の区域内に係るものを含む。）

(1)～(4) 略

(5) 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること（福祉保健局福祉保健課の所掌に属するものを除く。）。

(6) 戦傷病者の更生援護に関すること。

福祉保健局健康支援課

次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除き、西部総合事務所にあっては、第1号から第16号までに掲げる事務で日野郡の区域内に係るものを含む。）

(1) 地域保健医療計画の推進に関すること。

(2) 医療法及び薬事法の施行に関すること。

(3) 医師、歯科医師、薬剤師等医療関係者に関すること。

(4) 麻薬類、向精神薬、覚せい剤及び毒劇物の指導及び取締りに関すること。

(5) 医薬品その他衛生資材の生産需給に関すること。

(6) 衛生教育に関すること。

(7) 感染症その他の疾病の予防に関すること（福祉保健局福祉保健課の所掌に属するものを除く。）。

(8) 健康増進対策に関すること。

(9) 栄養士法の施行に関すること。

(10) 栄養の改善及び指導に関すること。

(11) 歯科保健に関すること。

(12) 保健師等の業務指導に関すること。

(13) 母体保護及び母子保健に関すること。

(14) 生活習慣病の対策に関すること。

(15) 難病に関すること。

(16) 老人保健に関すること。

(17) その他他課の所掌に属しない公衆衛生に関すること。

福祉保健局福祉保健課

次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除く。）

(1) 保健、医療及び福祉に係る施策の総合調整に

(3) 略

福祉保健局障害者支援課

(1)～(4) 略

福祉保健局健康支援課

地域保健医療計画の推進に関すること。

関すること。

(2) 保健及び福祉に関する総合相談窓口に関する
こと。

(3) 社会福祉統計に関すること。

(4) 救済援護に必要な物資に関すること。

(5) 災害救助に関すること。

(6) 生活保護に係る連絡調整に関すること。

(7) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。

(8) 母子及び寡婦の福祉に関すること。

(9) 感染症その他の疾病の予防に関すること。

(10) 精神保健及び精神障害者の福祉に関するこ
と。

(11) 犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容
に関すること。

(12) 自然環境の保全及び希少野生動植物の保護に
関すること。

(13) 福祉保健局の庶務に関すること（県民局企画
総務課の所掌に属するものを除く。）。

(14) その他局内の福祉保健、公衆衛生、環境衛生
及び生活環境に関すること。

福祉保健局福祉総務課

(1) 保健、医療及び福祉に係る施策の総合調整に
関すること。

(2) 保健及び福祉に関する総合相談窓口に関する
こと。

(3) 社会福祉統計及び人口動態統計に関するこ
と。

(4) 介護保険に関すること。

(5) 救済援護に必要な物資に関すること。

(6) 災害救助に関すること。

(7) 民生委員・児童委員に関すること。

(8) 生活保護に係る連絡調整に関すること。

(9) 児童の福祉に関すること（福祉事務所の所掌
に属するものを除く。）。

(10) 児童福祉施設に関すること。

(11) 母子及び寡婦の福祉に関すること。

(12) 福祉保健局の庶務に関すること（県民局企画
総務課の所掌に属するものを除く。）。

(13) その他局内他課の所掌に属しない福祉保健行
政に関すること。

福祉保健局保健衛生課

次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除
く。）

(1) 建築物衛生及び清掃衛生の改善及び向上に関
すること。

- (2) 理美容所、旅館、興行場等環境衛生関係営業関係者に関する事。
- (3) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の施行に関する事。
- (4) 上水道及び下水道の衛生に関する事。
- (5) 温泉に関する事。
- (6) 食品衛生に関する事。
- (7) 調理師等食品関係者に関する事。
- (8) と畜場及びと畜に関する事。
- (9) 食鳥処理場及び食鳥処理に関する事。
- (10) 肥料（分析及び鑑定を除く。）及び農薬に関する事。
- (11) 狂犬病予防に関する事。
- (12) 動物の愛護及び管理に関する事。
- (13) 公害対策に関する事。
- (14) 自然環境の保護に関する事。
- (15) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する事。
- (16) 廃棄物の処理及び清掃に関する事。
- (17) 衛生統計に関する事。
- (18) その他環境衛生及び生活環境に関する事。

(生活環境局各課の所掌事務)

第22条の5 生活環境局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、東部総合事務所においては八頭総合事務所の所管区域内に係るものを、西部総合事務所生活環境局建築住宅課においては日野総合事務所の所管区域内に係るものを含むものとする。

生活環境局環境・循環推進課

次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除く。）

(1)～(8) 略

(9) 生活環境局の庶務に関する事（県民局企画総務課の所掌に属するものを除く。）

(10) 略

生活環境局生活安全課

次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除く。）

(1)～(6) 略

(7) 動物の愛護及び管理に関する事。

(生活環境局各課の所掌事務)

第22条の9 生活環境局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、東部総合事務所においては八頭郡の区域内に係るものを、西部総合事務所生活環境局建築住宅課においては日野郡の区域内に係るものを含むものとする。

生活環境局環境・循環推進課

次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除き、西部総合事務所においては、第1号から第8号までに掲げる事務で日野郡の区域内に係るものを含む。）

(1)～(8) 略

(9) 生活環境局の庶務に関する事（県民局企画総務課又は県民局庶務会計課の所掌に属するものを除く。）

(10) 略

生活環境局生活安全課

次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除き、西部総合事務所においては、第1号から第9号までに掲げる事務で日野郡の区域内に係るものを含む。）

(1)～(6) 略

(7) 動物の愛護及び管理に関する事（福祉保健

局福祉保健課の所掌に属するものを除く。)。

- (8) 自然環境の保護に関すること(福祉保健局福祉保健課の所掌に属するものを除く。)。
- (9) 略
- (10) 自然公園に関すること(県民局県民課の所掌に属するものを除く。)。
- (11)及び(12) 略
生活環境局建築住宅課 略

(農林局各課の所掌事務)

第22条の10 農林局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

農林局農業振興課

次に掲げる事務(第15号から第19号までに掲げる事務にあっては、八頭総合事務所及び日野総合事務所に限る。)

- (1)～(21) 略

農林局農林業振興課

次に掲げる事務(第17号、第20号、第21号及び第26号に掲げる事務にあっては、東部総合事務所に限る。)

- (1) 農林局内の総合調整に関すること。
- (2) 地域農林水産業振興対策に関すること。
- (3) 農業協同組合等農業団体の振興対策に関すること。
- (4) 農業金融対策に関すること。
- (5) 農業生産及び経営合理化対策に関すること。
- (6) 農地関係等の調整に関すること。
- (7) 農業共済に関すること。
- (8) 果樹等特産物振興対策に関すること。
- (9) 自作農創設維持に関すること。
- (10) 畜産振興対策及び経営支援に関すること。
- (11) 草地改良に関すること。
- (12) 家畜衛生に関すること。
- (13) 農業構造改善に関すること。
- (14) 野生鳥獣による農作物の被害に関すること。
- (15) 林業団体の振興対策に関すること。
- (16) 林業金融に関すること。
- (17) 林産物の生産指導に関すること。
- (18) 県営林事業に関すること。
- (19) 森林国営保険に関すること。
- (20) 林業技術普及に関すること。
- (21) 林業経営指導に関すること。
- (22) 森林計画の実行に関すること。
- (23) 林業構造改善に関すること。

- (8) 自然環境の保護に関すること。

- (9) 略

- (10) 自然公園に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)

- (11)及び(12) 略

生活環境局建築住宅課 略

(農林局各課の所掌事務)

第22条の6 農林局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

農林局農業振興課

次に掲げる事務(第15号から第19号までに掲げる事務にあっては、八頭総合事務所に限る。)

- (1)～(21) 略

- (24) 造林及び林業種苗に関すること。
- (25) 森林の病害、虫害及び獣害防除に関すること。
- (26) 特用林産物の生産指導に関すること。
- (27) 保安林の保護取締に関すること。
- (28) 緑化の推進に関すること。
- (29) 森林整備の推進に関すること（県民局県民課の所掌に属するものを除く。）。
- (30) 林野の保全に関すること。
- (31) 治山事業のうち保安林整備事業に関すること。
- (32) 森林整備の地域活動支援に関すること。
- (33) 農林局の庶務に関すること（県民局企画総務課又は県民局庶務会計課の所掌に属するものを除く。）。
- (34) その他局内他課の所掌に属しない農林水産行政に関すること。

農林局鳥取農業改良普及所～農林局地域整備課
略

農林局林業振興課

次に掲げる事務（八頭総合事務所にあつては第18号に掲げる事務で鳥取市及び岩美郡の区域内に係るものを、日野総合事務所にあつては第3号、第6号、第7号、第12号及び第18号に掲げる事務で米子市、境港市及び西伯郡の区域内に係るものを含む。）

(1)～(19) 略

農林局大規模基盤整備室～農林局中海干拓営農センター 略

（県土整備局各課の所掌事務）

第22条の11 県土整備局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、港湾事務所の所掌に属するものを除くものとする。

県土整備局建設総務課

(1)及び(2) 略

(3) 事務所の車両に関すること（西部総合事務所を除く。）。

(4) 県土整備局の庶務に関すること（県民局企画総務課、県民局企画県民課又は県民局庶務会計課の所掌に属するものを除く。）。

(5) 略

県土整備局維持管理課

(1) 略

(2) 道路、河川、港湾、海岸及び砂防設備（以下

農林局鳥取農業改良普及所～農林局地域整備課
略

農林局林業振興課

(1)～(19) 略

農林局大規模基盤整備室～農林局中海干拓営農センター 略

（県土整備局各課の所掌事務）

第22条の7 県土整備局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、港湾事務所の所掌に属するものを除くものとする。

県土整備局建設総務課

(1)及び(2) 略

(3) 事務所の車両に関すること。

(4) 県土整備局の庶務に関すること（県民局企画総務課又は県民局企画県民課の所掌に属するものを除く。）。

(5) 略

県土整備局維持管理課

(1) 略

(2) 道路、河川、港湾、海岸及び砂防設備（以下

「道路等」という。)の維持管理・修繕に関する
こと。

(3)及び(4) 略

(5) 略

(6) 事務所の車両に関すること(西部総合事務所に
限る。)。

県土整備局用地課 略

県土整備局計画調査課

(1) 略

(2) 土木工事の施工基準(設計単価及び歩掛を含む。)
に関すること。

(3)及び(4) 略

県土整備局米子空港整備室及び県土整備局道路都
市課及び道路整備課 略

県土整備局河川砂防課

(1)~(6) 略

(7) 治山事業に関すること(農林局農林業振興課
又は林業振興課の所掌に属するものを除く。)。

(8) 略

県土整備局鳥取環状道路建設推進室及び県土整備
局山陰道推進室 略

第3節 防災局の所管に属する機関

第1款 消防防災航空センター

(設置)

第23条 消防防災航空センターを次のとおり置く。

名 称	位 置
鳥取県消防防災航空センター	鳥取市

(所掌事務)

第23条の2 消防防災航空センターは、次に掲げる事
務を所掌する。

(1) 消防防災ヘリコプターに関すること。

(2) 消防防災ヘリコプターによる市町村等への支
援に関すること。

第2款 消防学校

(設置)

第24条 略

(所掌事務)

「道路等」という。)の維持修繕に関すること。

(3)及び(4) 略

(5) 道路技術員の業務に関すること。

(6) 略

県土整備局用地課 略

県土整備局計画調査課

(1) 略

(2) 土木工事の施工基準(設計単価及び歩掛かり
を含む。)に関すること。

(3)及び(4) 略

県土整備局米子空港整備室及び県土整備局道路都
市課及び道路整備課 略

県土整備局河川砂防課

(1)~(6) 略

(7) 治山事業に関すること(農林局林業振興課の
所掌に属するものを除く。)。

(8) 略

県土整備局鳥取環状道路建設推進室及び県土整備
局山陰道推進室 略

第3節 防災局の所管に属する機関

(設置)

第23条 略

(所掌事務)

第24条の2 略

第4節 総務部の所管に属する機関

第1款 東京本部

(設置)

第25条 東京本部を次のとおり置く。

名 称	位 置
鳥取県東京本部	東京都

(所掌事務)

第26条 東京本部は、本県と関東地域等との間における経済の交流を促し、産業の振興を図るとともに、中央各官庁及び諸機関との連絡を緊密にし、事務処理の円滑を図るため、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) ~ (3) 略
- (4) 関東地域の商況等の調査及び情報連絡に関すること。
- (5) 略
- (6) 関東地域等の企業の誘致に関すること。
- (7) 県内産業の振興に係る情報収集及び連絡調整に関すること。
- (8) 県内への定住促進等に関すること。
- (9) 略

(内部組織)

第27条 東京本部に総務行政チーム、観光物産振興チーム及び産業振興・定住支援チームを置く。

第2款 関西本部

(設置)

第28条 関西本部を次のとおり置く。

名 称	位 置
鳥取県関西本部	大阪市

(所掌事務)

第29条 関西本部は、本県と関西地域等との間における経済の交流を促進し、産業の振興を図るため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 略
- (2) 関西地域の商況、中京地域の農産物市場の状況等の調査及び情報連絡に関すること。

第24条 略

第4節 総務部の所管に属する機関

第1款 東京事務所

(設置)

第25条 東京事務所を次のとおり置く。

名 称	位 置
鳥取県東京事務所	東京都

(所掌事務)

第26条 東京事務所は、中央各官庁及び諸機関との連絡を緊密にし、事務処理の円滑を図るため、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) ~ (3) 略
- (4) 関東商況等の調査及び情報連絡に関すること。
- (5) 略
- (6) 略

(内部組織)

第27条 東京事務所に総務担当、行政担当及び観光物産担当を置く。

第2款 大阪事務所

(設置)

第28条 大阪事務所を次のとおり置く。

名 称	位 置
鳥取県大阪事務所	大阪市

(所掌事務)

第29条 大阪事務所は、本県と関西地域等との間における経済の交流を促進し、産業の振興を図るため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 略
- (2) 関西地域の商況、中京地域の農産物市場の状況、海外市場の状況等の調査及び情報連絡に関する

(3) 県内物産の販路開拓、宣伝及び紹介に関する
こと。

(4)及び(5) 略

(6) 県内産業の振興に係る情報収集及び連絡調整
に関すること。

(7) 県内への定住促進等に関すること。

(内部組織)

第30条 関西本部に企業立地・産業チーム、観光・情
報発信チーム及び販路開拓チームを置く。

第3款 名古屋本部

(設置)

第31条 名古屋本部を次のとおり置く。

名 称	位 置
鳥取県名古屋本部	名古屋市

(所掌事務)

第32条 名古屋本部は、本県と中京地域等との間に
おける経済の交流を促進し、産業の振興を図るため、
次に掲げる事務を所掌する。

(1)～(5) 略

(6) 県内産業の振興に係る情報収集及び連絡調整
に関すること。

(7) 県内への定住促進等に関すること。

(内部組織)

第32条の2 名古屋本部に企業誘致・観光情報発信担
当を置く。

第4款 公文書館

(所掌事務)

第34条 公文書館は、歴史資料として重要な県の公文
書その他の記録(以下「公文書等」という。)を保
存し、県民の利用に供するとともに、県政に関する
情報を県民に提出し、もって学術及び文化の発展と
開かれた県政の推進に資するため、次の各号に掲げ
る事務を所掌する。

(1)～(4) 略

(5) 県史編さんに関すること。

(6) 略

ること。

(3) 県内物産に関する宣伝及び紹介に関するこ
と。

(4)及び(5) 略

(内部組織)

第30条 大阪事務所に商工観光課及び物産流通課を置
く。

第3款 名古屋事務所

(設置)

第31条 名古屋事務所を次のとおり置く。

名 称	位 置
鳥取県名古屋事務所	名古屋市

(所掌事務)

第32条 名古屋事務所は、本県と中京地域等との間に
おける経済の交流を促進し、産業の振興を図るた
め、次に掲げる事務を所掌する。

(1)～(5) 略

第4款 公文書館

(所掌事務)

第34条 公文書館は、歴史資料として重要な県の公文
書その他の記録(以下「公文書等」という。)を保
存し、県民の利用に供するとともに、県政に関する
情報を県民に提出し、もって学術及び文化の発展と
開かれた県政の推進に資するため、次の各号に掲げ
る事務を所掌する。

(1)～(4) 略

(5) 略

(内部組織)

第34条の2 公文書館に公文書担当及び県史編さん室を置く。

第5款 略

第37条及び第38条 削除

第5節 略

第6節 福祉保健部の所管に属する機関

(内部組織及び所掌事務)

第50条 次の表の左欄に掲げる福祉事務所ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、課の事務を所掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係等を置く。

略		
鳥取県日野福祉事務所	福祉保健課	福祉係

- 2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。
- 福祉企画課 略
- 福祉支援課
- 次に掲げる事務(西部福祉事務所にあつては、第3号、第5号及び第6号に掲げる事務で日野郡の区域内に係るものを含む。)

(1)及び(2) 略

第5款 略

第5節 企画部の所管に属する機関

(設置)

第37条 交通事故相談所を次のとおり置く。

名称	位置	所管区域
鳥取県鳥取交通事故相談所	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び八頭郡
鳥取県倉吉交通事故相談所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
鳥取県米子交通事故相談所	米子市	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡

(所掌事務)

第38条 交通事故相談所は、交通事故被害者等に対する交通事故に関する相談及び関係機関へのあせし並びに交通事故被害者等の援護に関する指導、連絡等に関する事務を所掌する。

第6節 略

第7節 福祉保健部の所管に属する機関

(内部組織及び所掌事務)

第50条 次の表の左欄に掲げる福祉事務所ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、課の事務を所掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係等を置く。

略		
鳥取県日野福祉事務所	福祉総務課	総務係 福祉係

- 2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。
- 福祉企画課 略
- 福祉支援課

(1)及び(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

障害者支援課

次に掲げる事務（西部福祉事務所にあっては、日野郡の区域内に係るものを含む。）

(1)及び(2) 略

福祉保健課

(1) 福祉に関する情報の収集及び提供に関すること。

(2) 生活保護に関すること。

(3) 生活保護法に基づく医療機関の指導に関すること。

(4) 母子及び寡婦の福祉に関すること。

(5) その他社会福祉に関すること。

（内部組織及び所掌事務）

第52条 次の表の左欄に掲げる保健所ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係等を置く。

鳥取県鳥取保 略

(3) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。

(4) 略

(5) 戦傷病者の更生援護に関すること。

(6) 未帰還者留守家族等の援護に関すること。

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

障害者支援課

(1)及び(2) 略

福祉総務課

(1) 福祉に関する情報の収集及び提供に関すること。

(2) 社会福祉施設に関すること。

(3) 生活保護に関すること。

(4) 生活保護法に基づく医療機関の指導に関すること。

(5) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。

(6) 青少年の健全育成に関すること。

(7) 戦傷病者の更生援護に関すること。

(8) 未帰還者留守家族等の援護に関すること。

(9) 母子及び寡婦の福祉に関すること。

(10) 身体障害者の福祉に関すること。

(11) 知的障害者の福祉に関すること。

(12) 老人の福祉に関すること。

(13) 助産施設における助産の実施及び母子生活支援施設における保護に関すること。

(14) その他社会福祉に関すること。

（内部組織及び所掌事務）

第52条 次の表の左欄に掲げる保健所ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係等を置く。

鳥取県鳥取保 略

健所	環境・循環 推進課	環境衛生係 当	廃棄物担 当
	略		
鳥取県倉吉保 健所	略		
健所	環境・循環 推進課	環境衛生係 当	廃棄物担 当
	略		
鳥取県米子保 健所	略		
健所	環境・循環 推進課	環境衛生係 当	廃棄物担 当
	略		
鳥取県日野保 健所	福祉保健課	福祉係	保健衛生係

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉企画課

地域保健法（昭和22年法律第101号）第6条第2号（人口動態統計に関するものに限る。）に規定する事務のうち法令により保健所長及び保健所の事務として規定されたものに関すること。

障害者支援課

地域保健法第6条第10号（福祉保健課の所掌に属するものを除く。）に規定する事務のうち法令により保健所長及び保健所の事務として規定されたものに関すること。

健康支援課

地域保健法第6条第1号から第3号まで、第5号

健所	環境・循環 推進課	環境衛生係	廃棄物係
	略		
鳥取県倉吉保 健所	略		
健所	環境・循環 推進課	環境衛生係	廃棄物係
	略		
鳥取県米子保 健所	略		
健所	環境・循環 推進課	環境衛生係	廃棄物係
	略		
鳥取県日野保 健所	福祉総務課	総務係	福祉係
	保健衛生課	衛生係	指導係

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉企画課

保健に関する情報の収集及び提供に関すること。

障害者支援課

精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。

健康支援課

(1) 医療法及び薬事法の施行に関すること。

(2) 医師、歯科医師、薬剤師等医療関係者に関すること。

(3) 麻薬類、向精神薬、覚せい剤及び毒劇物の指導及び取締りに関すること。

(4) 医薬品その他衛生資材の生産需給に関すること。

(5) 衛生教育に関すること。

(6) 感染症（結核を含む。）その他の疾病の予防に関すること。

(7) 健康増進対策に関すること。

(8) 栄養士法の施行に関すること。

(9) 栄養の改善及び指導に関すること。

(10) 口腔衛生に関すること。

(11) 保健師等の業務指導に関すること。

(12) 母体保護及び母子保健に関すること。

(13) 老人保健に関すること。

(14) その他他課の所掌に属しない公衆衛生に関すること。

から第9号まで、第11号、第12号及び第14号（第2号にあっては福祉企画課の所掌に属するものを、第3号にあっては生活安全課の所掌に属するものを、第12号にあっては福祉保健課の所掌に属するものをそれぞれ除く。）に規定する事務のうち法令により保健所長及び保健所の事務として規定されたものに関すること。

環境・循環推進課

地域保健法第6条第4号に規定する事務のうち法令により保健所長及び保健所の事務として規定されたものに関すること。

生活安全課 略

福祉保健課

地域保健法第6条第2号、第10号及び第12号に規定する事務のうち法令により保健所長及び保健所の事務として規定されたものに関すること。

（名称及び位置）

第69条 社会福祉施設設置条例第2条の規定により設

環境・循環推進課

地域保健法（昭和22年法律第101号）第6条第4号に規定する事務のうち法令により保健所長及び保健所の事務として規定されたものに関すること。

生活安全課 略

福祉総務課

- (1) 医療法及び薬事法の施行に関すること。
- (2) 医師、歯科医師、薬剤師等医療関係者に関すること。
- (3) 麻薬類、向精神薬、覚せい剤及び毒劇物の指導及び取締りに関すること。
- (4) 医薬品その他衛生資材の生産需給に関すること。
- (5) 衛生教育に関すること。

保健衛生課

- (1) 感染症（結核を含む。）その他の疾病の予防に関すること。
- (2) 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。
- (3) 母体保護及び母子保健に関すること。
- (4) 健康増進対策に関すること。
- (5) 栄養士法の施行に関すること。
- (6) 栄養の改善及び指導に関すること。
- (7) 口腔衛生に関すること。
- (8) 保健師等の業務指導に関すること。
- (9) 地域保健法第6条第3号（食品衛生に関するものに限る。）及び同条第4号に規定する事務のうち法令により保健所長及び保健所の事務として規定されたものに関すること。
- (10) その他他課の所掌に属しない公衆衛生に関すること。

（名称及び位置）

第69条 社会福祉施設設置条例第2条の規定により設

置された養護老人ホームの名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
鳥取県立皆生尚寿苑	米子市

(名称及び位置)

第71条 社会福祉施設設置条例第2条の規定により設置された軽費老人ホームの名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
鳥取県立福原荘	米子市

第7節 生活環境部の所管に属する機関

第1款 略

第2款 交通事故相談所

(設置)

第100条 交通事故相談所を次のとおり置く。

名称	位置	所管区域
鳥取県鳥取交 通事故相談所	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び八頭 郡
鳥取県倉吉交 通事故相談所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
鳥取県米子交 通事故相談所	米子市	米子市、境港市、西伯郡 及び日野郡

(所掌事務)

第100条の2 交通事故相談所は、交通事故被害者等に対する交通事故に関する相談及び関係機関へのあ
っせん並びに交通事故被害者等の援護に関する指
導、連絡等に関する事務を所掌する。

第3款 氷ノ山自然ふれあい館

(名称及び位置)

第101条 略

(所掌事務)

第101条の2 略

第8節 略

置された養護老人ホームの名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
鳥取県立母来寮	東伯郡湯梨浜町
鳥取県立皆生尚寿苑	米子市

(名称及び位置)

第71条 社会福祉施設設置条例第2条の規定により設置された軽費老人ホームの名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
鳥取県立岩井長者寮	岩美郡岩美町
鳥取県立福原荘	米子市

第8節 生活環境部の所管に属する機関

第1款 略

第2款 氷ノ山自然ふれあい館

(名称及び位置)

第100条 略

(所掌事務)

第101条 略

第9節 略

第9節 農林水産部の所管に属する機関

第1款 略

第10節 農林水産部の所管に属する機関

第1款 略

第2款 農業試験場

(設置)

第107条 農業試験場を次のとおり置く。

名 称	位 置
鳥取県農業試験場	鳥取市

(所掌事務)

第108条 農業試験場は、次に掲げる農業に係る試験研究、調査等の事務を所掌する。

- (1) 農業経営技術の改善に関すること。
- (2) 主要農作物の育種及び栽培に関すること。
- (3) 主要農作物の原種及び原々種に関すること。
- (4) 土壌肥料及び土壌保全に関すること。
- (5) 主要農作物の病害虫に関すること。
- (6) 農業機械化に関すること。
- (7) 土壌、肥料等の分析に関すること。
- (8) 水田機能の維持・保全に関すること。
- (9) 専門技術の普及指導に関すること。
- (10) 農業普及指導事業に関すること。
- (11) その他農業の振興に関すること。

(内部組織)

第109条 農業試験場に総務普及課、作物研究室、環境研究室、経営技術研究室及び水田基盤研究室を置く。

第3款 園芸試験場

(設置)

第110条 園芸試験場を次のとおり置く。

名 称	位 置
鳥取県園芸試験場	東伯郡北栄町

(所掌事務)

第111条 園芸試験場は、次に掲げる果樹園芸、野菜園芸、花き園芸及び農林業関係の生物工学に係る試験研究、調査等の事務を所掌する。

- (1) 果樹、野菜及び花きの育種及び栽培に関すること。

- (2) 果樹、野菜及び花きの土壤肥料に関するこ
と。
- (3) 果樹、野菜及び花きの病害虫に関するこ
と。
- (4) 果樹、野菜及び花きの機械器具に関するこ
と。
- (5) 果樹、野菜及び花きの原種及び原々種に関す
ること。
- (6) 生物工学を応用した農産物及び林産物の研究
開発に関するこ
と。
- (7) 専門技術の普及指導に関するこ
と。
- (8) 農業普及指導事業に関するこ
と。
- (9) その他果樹園芸、野菜園芸及び花き園芸の振
興に関するこ
と。

(内部組織)

第112条 園芸試験場に総務普及課、果樹研究室、野
菜研究室、花き研究室、環境研究室、生物工学研究
室、センター、分場及び試験地を置く。

2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
鳥取県園芸試験場砂丘地農業研 究センター	東伯郡北栄町

3 分場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
鳥取県園芸試験場弓浜砂丘地分 場	境港市

4 試験地の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
鳥取県園芸試験場河原試験地	鳥取市
鳥取県園芸試験場日南試験地	日野郡日南町

第4款 畜産試験場

(設置)

第113条 畜産試験場を次のとおり置く。

名 称	位 置
鳥取県畜産試験場	東伯郡琴浦町

(所掌事務)

第114条 畜産試験場は、次に掲げる大家畜に係る試
験研究、調査等の事務を所掌する。

- (1) 家畜の改良繁殖、管理、飼育方法、育成、肥
育及び飼料に関するこ
と。
- (2) 種畜の能力検定に関するこ
と。
- (3) 家畜の精液及び受精卵等の採取、管理及び配

布に関すること。

- (4) 家畜の人工授精及び受精卵移植に関すること。
- (5) 飼料作物及び牧草の栽培利用に関すること。
- (6) 飼料の分析に関すること。
- (7) 畜産経営技術の改善に関すること。
- (8) 放牧及び育成の調査研究に関すること。
- (9) 放牧に係る疾病の調査研究に関すること。
- (10) 専門技術の普及指導に関すること。
- (11) 農業普及指導事業に関すること。
- (12) その他畜産振興に関すること。

(内部組織)

第115条 畜産試験場に総務普及課、生物工学研究室、育種改良研究室、飼養技術研究室及び酪農・飼料研究室を置く。

第5款 中小家畜試験場

(設置)

第116条 中小家畜試験場を次のとおり置く。

名 称	位 置
鳥取県中小家畜試験場	西伯郡南部町

(所掌事務)

第117条 中小家畜試験場は、次に掲げる中小家畜に係る試験研究、調査等の事務を所掌する。

- (1) 畜産経営技術の改善に関すること。
- (2) 家畜の改良繁殖、管理、飼育方法、育成、肥育及び飼料に関すること。
- (3) 家畜の経済能力検定に関すること。
- (4) 家畜の人工授精及び受精卵移植に関すること。
- (5) 畜産に係る環境の改善に関すること。
- (6) 種畜及び種卵の配付に関すること。
- (7) 専門技術の普及指導に関すること。
- (8) 農業普及指導事業に関すること。
- (9) その他畜産振興に関すること。

(内部組織)

第118条 中小家畜試験場に総務普及課、養豚研究室及び環境・養鶏研究室を置く。

第6款 林業試験場

第107条から第121条まで 削除

第2款 略

第3款 略

第4款 略

第5款 略

第6款 略

第7款 栽培漁業センター

(内部組織)

第136条 栽培漁業センターに、総務課、生産技術室及び増殖技術室を置く。

(設置)

第119条 林業試験場を次のとおり置く。

名 称	位 置
鳥取県林業試験場	鳥取市

(所掌事務)

第120条 林業試験場は、次に掲げる林業に係る試験研究、調査等の事務を所掌する。

- (1) 森林施業及び経営に関すること。
- (2) 林業種苗に関すること。
- (3) 森林保護に関すること。
- (4) 森林土壌に関すること。
- (5) 森林気象に関すること。
- (6) 林業機械に関すること。
- (7) 特殊林産物に関すること。
- (8) 林産物の加工及び利用に関すること。
- (9) 林野荒廃防止及び復旧に関すること。
- (10) 専門技術の普及指導に関すること。
- (11) 林業普及指導事業に関すること。
- (12) 二十一世紀の森の管理に関すること。
- (13) その他林業の改良発達に関すること。

(内部組織)

第121条 林業試験場に総務普及課、森林管理研究室及び木材利用研究室を置く。

第7款 略

第8款 略

第9款 略

第10款 略

第11款 略

第12款 栽培漁業センター

(内部組織)

第136条 栽培漁業センターに、総務課、生産技術室、増殖技術室及び試験船第2鳥取丸を置く。

第8款 略

第10節 県土整備部の所管に属する機関

(内部組織)

第141条 空港管理事務所に管理係及び設備担当を置く。

(所掌事務)

第143条 港湾事務所は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 略
- (2) 工事の施工及び指導監督に関すること。
- (3)~(9) 略

第11節 行政監察監の所管に属する機関

(設置)

第149条 米子工事検査事務所を次のとおり置く。

名称	位置	所管区域
鳥取県米子工事検査事務所	米子市	米子市、倉吉市、境港市、東伯郡、西伯郡及び日野郡

(所掌事務)

第150条 米子工事検査事務所は、前条の表所管区域の欄に掲げる区域において、次に掲げる事務を所掌する。

- (1)~(3) 略

第12節 略

第13節 商工労働部及び農林水産部の所管に属する機関

(所掌事務)

第154条 水産事務所は、水産業の振興を図るため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 漁業取締りに関すること。
- (2)~(6) 略

第14節 職制及び職務

(職制及び職務)

第156条 略

第13款 略

第11節 県土整備部の所管に属する機関

(内部組織)

第141条 空港管理事務所に管理係及び設備係を置く。

(所掌事務)

第143条 港湾事務所は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 略
- (2) 工事の施行及び監督に関すること。
- (3)~(9) 略

第12節 行政監察監の所管に属する機関

(設置)

第149条 工事検査出張所を次のとおり置く。

名称	位置	管轄区域
倉吉工事検査出張所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
米子工事検査出張所	米子市	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡

(所掌事務)

第150条 工事検査出張所は、それぞれ前条の表管轄区域の欄に掲げる区域において、次に掲げる事務を所掌する。

- (1)~(3) 略

第13節 略

第14節 商工労働部及び農林水産部の所管に属する機関

(所掌事務)

第154条 水産事務所は、水産業の振興を図るため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 漁業取締りに関すること。
- (2)~(6) 略

第15節 職制及び職務

(職制及び職務)

第156条 略

2～4 略	2～4 略
5 前項の長の職務を補佐し、その者に事故がある場合は、その職務を代行させるため、必要があると認めるときは、局に副局長（ <u>日野総合事務所福祉保健局</u> にあつては、 <u>副局長に相当する職</u> ）を、課に課長補佐を、課の内部組織である室に室長補佐を置くことができる。	5 前項の長の職務を補佐し、その者に事故がある場合は、その職務を代行させるため、必要があると認めるときは、局に副局長を、課に課長補佐を、課の内部組織である室に室長補佐を置くことができる。
6及び7 略	6及び7 略

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（鳥取県消防顕彰金条例施行規則の一部改正）

2 鳥取県消防顕彰金条例施行規則（昭和44年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「消防課長」を「消防チーム長」に改める。

（水産業協同組合検査規則の一部改正）

3 水産業協同組合検査規則（昭和27年鳥取県規則第77号）の一部を次のように改正する。

第1条中「総務部長」を「行政監察監」に、「総務課」を「公益法人・団体指導室」に改める。

（農業協同組合検査規則の一部改正）

4 農業協同組合検査規則（昭和37年鳥取県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「総務部長」を「行政監察監」に、「総務課」を「公益法人・団体指導室」に改める。

（森林組合検査規則の一部改正）

5 森林組合検査規則（平成8年鳥取県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第1条中「総務部長」を「行政監察監」に、「総務課」を「公益法人・団体指導室」に改める。

（鳥取県個人情報保護審議会規則の一部改正）

6 鳥取県個人情報保護審議会規則（平成11年鳥取県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条中「分権自治推進課」を「地域づくり支援局自治振興課」に改める。

（日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正）

7 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則（平成12年鳥取県規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「局」を「局等」に改める。

（鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部改正）

8 鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第7条中「鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第1条」を「鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第1条第1項」に改める。

（鳥取県貸金業法施行細則の一部改正）

9 鳥取県貸金業法施行細則（昭和58年鳥取県規則第73号）の一部を次のように改正する。

第3条中「経済政策課」を「経済・雇用政策総室」に改める。

（鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部改正）

10 鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則（昭和63年鳥取県規則第31号）の一部を次のように改正する。

第4条中「経済政策課」を「経済・雇用政策総室」に、「経済政策課長」を「経済・雇用政策総室長」に改める。

第13条中「経済政策課長」を「経済・雇用政策総室長」に改める。

（鳥取県立二十一世紀の森管理規則の一部改正）

11 鳥取県立二十一世紀の森管理規則（昭和60年鳥取県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第9条中「林業試験場長」を「農林総合研究所林業試験場長」に改める。

(鳥取県警察職員顕彰条例施行規則の一部改正)

12 鳥取県警察職員顕彰条例施行規則(昭和42年鳥取県規則第56号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「福利厚生室長」を「行財政改革局福利厚生室長」に改める。